

要 綱 合 組 業 產

特222

328

會 央 中 合 組 業 產



* 0026231000 *

0026231-000

特 2 2 2 - 3 2 8

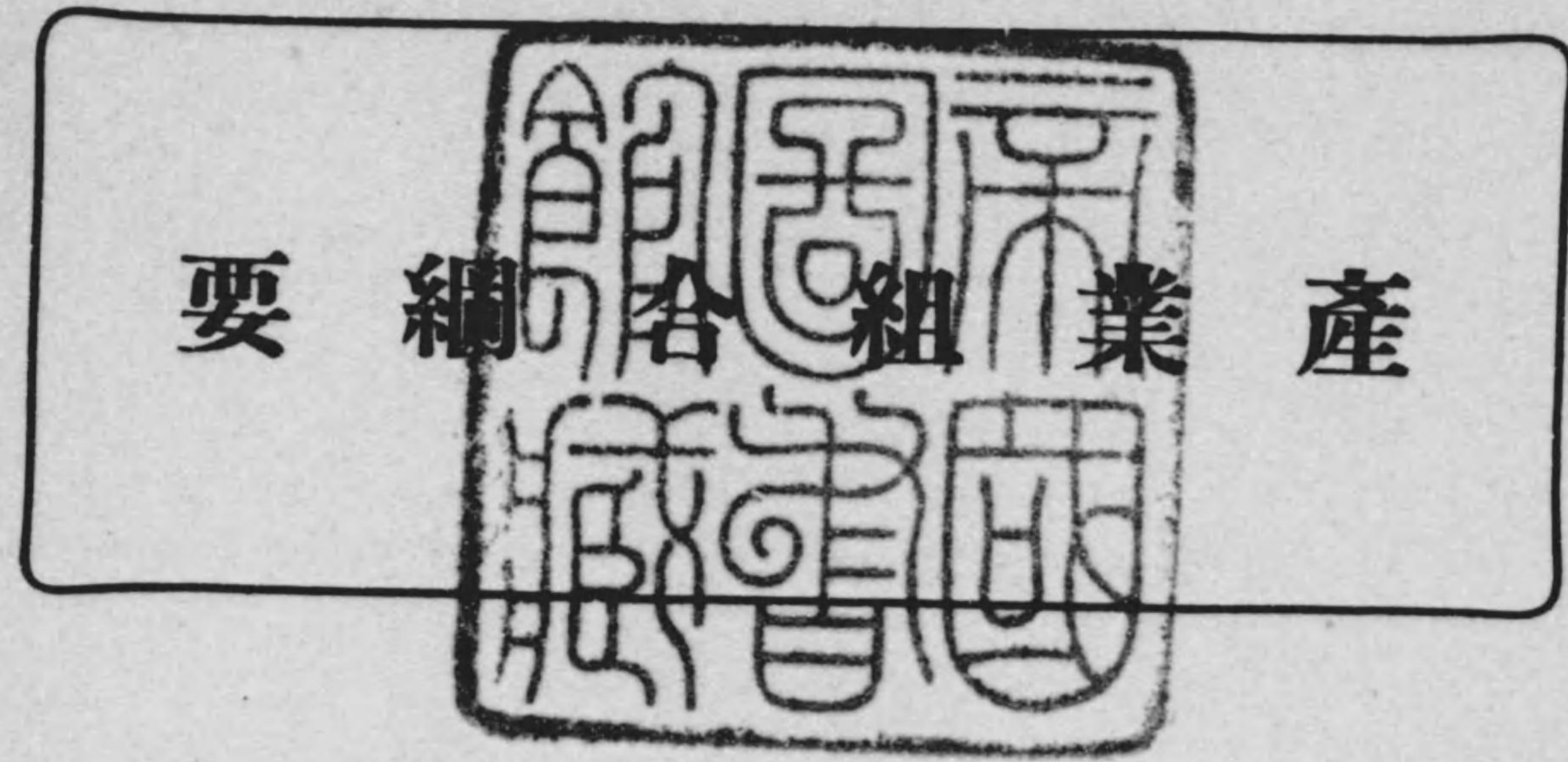
產 業 組 合 綱 要

產 業 組 合 中 央 會

昭 和 1 7

ADF

特222
328



會 央 中 合 組 業 產



教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

産業組合員精神綱領

一 盡忠報國

聖旨ヲ奉戴シ敬神崇祖ノ念ヲ堅ウシ奉公ノ誠ヲ效シ以テ皇國ノ興隆ニ貢獻セムコトヲ期スベシ

一 人格陶冶

心身ノ鍛鍊ニ精進シ常ニ明朗ヲ旨トシ信義ヲ重ンジ熟慮斷行以テ責務ヲ完ウセムコトヲ期スベシ

一 齊家治産

一家和親シ精勵業ニ當リ勤儉貯蓄以テ産ヲ治メ永ヘニ國ノ礎タラムコトヲ期スベシ
一 共存共榮

自助ノ精神ニ則リ隣保相扶ケ以テ協同經濟ノ進展ヲ圖リ國民ノ厚生ニ寄與セムコトヲ期スベシ

一八絃一字

肇國ノ洪謨ヲ推擴シ東亞民族ノ協和ニ努メ宇内久遠ノ平和建設ニ資セムコトヲ期ス
ベシ

例言

一本書は産業組合講習會用として編纂したものであるが、又指導者、理事者等の参考に供することも出来る。

二本書は産業組合各部(實務を除く)の根幹的事項の敘述に止めたるを以て、講述者に於て適宜補足する必要がある。

三各章は聯關して一體系を成すものなるが、各章を分離して講述することも出来る。例へば産業組合の概念に就ては第二章を、同本質に就ては第三章を以てするが如くである。

四本書の全部を講述する場合は第二章より初め、第一章を結論として講述する方が効果的の場合がある。又青年學校卒業程度の教養を有する者に對しては、用語の意義に就ても講述せねばならぬ。例へば經濟、法人、權利義務等々に就ての解釋を與ふるが如くである。

五本書の全部講了に要する時間は講習員の教養程度、講述の精粗等に依り異

るが、普通の場合凡そ三十時間を要する。
六本書の使用に當りては本會發行「産業組合關係法規」及「産業組合の實務」を併用するを便とする。

七法令の引用に當りては、左の略號を用いた場合がある。

- 法第 條は 産業組合法第 條の略
- 施第 條は 産業組合法施行規則第 條の略
- 農倉第 條は 農業倉庫業法第 條の略
- 農倉施第 條は 農業倉庫業法施行規則第 條の略
- 金庫法第 條は 産業組合中央金庫法第 條の略

八本書は本會馬場光三の執筆せるものである。

昭和十六年十二月

産業組合中央會

産業組合綱要目次

<p>第一章 國體と産業組合……………一</p> <p>第二章 産業組合の使命……………九</p> <p> 第一節 産業組合の目的……………九</p> <p> 第二節 産業組合の種類……………一五</p> <p> 第三節 産業組合の歴史……………一六</p> <p>第三章 産業組合の構成……………二三</p> <p> 第一節 總 說……………二三</p> <p> 第二節 産業組合の組合員……………二五</p> <p> 第一 組合員の資格……………二五</p> <p> 第二 組合員の加入……………二七</p> <p> 第三 組合員の脱退……………二六</p>	<p>第四章 組合員の權利……………三〇</p> <p> 第五 組合員の義務……………三三</p> <p> 第三節 産業組合の資金……………三三</p> <p> 第四節 産業組合の機關……………三六</p> <p> 第一 總 說……………三六</p> <p> 第二 總 會……………三七</p> <p> 第三 理 事……………三六</p> <p> 第四 監 事……………三六</p> <p> 第五節 産業組合の定款……………三六</p> <p> 第六節 産業組合員の道徳……………三六</p> <p>第四章 産業組合の事業……………三六</p> <p> 第一節 總 說……………三六</p>
---	---

第二節 信用組合……………五

第一節 貸付……………五

第二節 手形割引……………五

第三節 貯金……………五

第三節 販賣組合……………五

第一節 受入及加工……………五

第二節 販賣……………五

第四節 購買組合……………六

第一節 購買……………六

第二節 加工及生産……………六

第三節 賣却……………六

第五節 利用組合……………六

第六節 國民健康保險組合……………六

第七節 農業倉庫……………六

第八節 兼營組合……………六

第五章 産業組合の教育文化……………七

第一節 總説……………七

第二節 教育活動……………七

第三節 文化活動……………七

第四節 部落團體の指導……………八

第一節 部落農業團體の活用……………八

第二節 農事實行組合の設立……………八

第三節 農事實行組合の指導……………八

第四節 常會の活用……………八

第六章 産業組合の系統機關……………九

第一節 總説……………九

第二節 産業組合中央會……………九

第三節 産業組合監査聯合會……………九

第四節 産業組合中央金庫……………九

第五節 産業組合聯合會……………九

第七章 産業組合の設立、解散及監督……………一〇

第一節 産業組合の設立……………一〇

第二節 産業組合の合併……………一〇

第三節 産業組合の解散……………一〇

第四節 産業組合の監督……………一〇

第八章 理想的産業組合……………一〇

産業組合綱要

第一章 國體と産業組合

國體とは國家特質の謂である。日本の國體は日本の歴史を知ることによつてのみ、之を明徴にすることが出来るが、先づ古事記を繙けば、其の冒頭に左の如き記述がある。

天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中主神、次に高御産巢日神、次に神産巢日神。此の三柱の神は、並獨神成り坐して、身を隠したまひき。次に國稚く、浮脂の如くして、久羅下なすただよへる時に、葦牙の如く、萌え騰る物に因りて、成りませる神の名は、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次に天之常立神、此の二柱の神も、獨神成り坐して、身を隠したまひき。

上の件五柱の神は、別天神。

古事記

次に成りませる神の名は國之常立神——五代略——次に伊邪那岐神、次に妹伊邪那美神。

上の件、國之常立神より以下、伊邪那美神以前、併せて神世七代と稱す。(上の二柱は、獨神各一代と云す。次に雙びます十神は、各二神を合せて一代と云す。)

是に天神諸の命以て、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神に、是のただよへる國を修理固成せと詔ちて、天沼矛を賜ひて、言依さし賜ひき。

修理固成

神世七代目に成りませる伊邪那岐命と伊邪那美命は、天神の命もち、漂へる國の修理固成の大業を成就し給つたのであるが、二神は先づ大八洲を生み、次で山川草木から神々を生み、更に此の地を統治せられる天照大神を生み給つた。

天照大神の御稜威

天照大神は日本書紀に「此の子光華明彩しくして六合の内に照徹らせり」とある如く、其の御稜威は宏大無邊であつて、高天原の神

天壤無窮の御神

々を初め、二柱の神の生ませられたる大八洲を愛護し、萬物を創造化育せしめ給ひ、續いて其の大御心を以て、御大業を天壤と與に窮りなく、彌榮えに發展せしめられる爲、皇孫瓊瓊杵尊を降臨せしめられるに當り、先づ御弟素戔嗚尊の御子孫であらせられた、大國主神を中心とする出雲の神々が、大命を畏みて恭順せられたので、玆に皇孫は豊葦原の瑞穂の國に、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治らせ。

行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし」との天照大神の御神勅を體し、皇統の徵證たる三種の神器を授けられて降臨し給ひ、此の天壤無窮の御神勅に基く、君臣の大義を昭示し、祭祀、政治及教育の根本を確立し給ひ、爾來天照大神の御子孫が君臨せられ、其の御位の隆えまさむこと天壤と窮りなく、君臣の大義は萬古不易に、豊葦原の瑞穂の國に實現せらるるに至つた。

憲法發布

明治二十二年二月十一日發布の大日本帝國憲法は、萬世一系の

天皇が御循行遊される統治の洪範であつて、臣民が御統治に翼賛し奉る道を御示し遊された神聖なる國家の大憲であるが、明治天皇は此の大憲を御發布遊されるに當り、御告文を以て「惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖皇宗及我カ皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ」と仰せられたのである。而して其の第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と欽定遊され、萬世一系の歴史的血統的實在たる天皇が、單なる支配と異なる所の「臣民が天皇の命を承けて之に遵ひ、天皇に歸一して天皇を翼賛し奉るのを、天皇が統一撫育せられる作用」である統治を行ひ給ふ國柄であることを明かにせられた。

誠に日本は統治せられる國家であつて、權力者に依つて制壓せられる國家ではない。而して此の統治は天皇の國土及臣民の大御親としての御働きてある。畏くも明治天皇は明治元年三月十

統治

維新の詔

四日公卿諸公等を紫宸殿に召され、天神地祇を祭つて、五箇條を御誓ひ遊されたとき「我國未曾有ノ變革ヲ爲サントス朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此ノ旨趣ニ基キ協心努力セヨ」と仰せられ、同時に「億兆安撫國威宣布ノ御宸翰」を賜り、其の中に「天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ」と仰せられたので、其の崇高宏大限りなき大御心の程を拜察し奉り、恐懼感激せぬ者はないのである。

斯くの如く日本に於ては歐米に見るが如き、統治者と臣民とが、單なる權力服従の關係にあるのでなく、天皇の仁愛と臣民の忠義が、交流してある状態にある。

瓊瓊杵尊の御曾孫であらせられた神武天皇は、其の肇國のとき紀元前二年三月大和の橿原に皇都を定められ、宮殿を御造營遊される際、上は則ち天神の國を授け給ひし徳に答へ、下は則ち皇孫の正しきを養ひ給ひし御心を弘めん。然る後に六合くわのくわを兼ねて以て

八世爲宇

都を開き、八紘あつしたを掩ひて宇と爲むこと亦可よからずや」と宣せられ、爾來天下をば一家の如く、仁愛を以て統治せられることが、永遠の皇謨として一貫せられて來た。

全く日本の國體は、萬世一系の歴史的、血統的實在たる天皇の、天照大神の御神勅に基く、天壤無窮の統治状態であつて、其の眞髓は崇高宏大限りなき天皇の仁愛であり、其の精華は絶對的なる臣民の忠義である。従つて日本人の人生觀は、將兵が戰場に於て最後を遂ぐる刹那、必ず聖壽萬歳を奉唱する如く、常に「盡忠」であつて、支那人の「安居樂業」や、歐米人の「快樂」又は「人格完成」を最終目的とする、個人主義の人生觀とは大に異り、全く沒我献身的のものである。

十九世紀の末頃歐洲の學者の中には、人類社會の基本的なる成立形式に二大類型のあることを説き、其の利害の打算に依る理性的なる結合を以て利益社會、非打算的なる情義に依る結合を以て協同社會と爲し、更に國家を以て凡て利益社會なりと斷じた者が

あつたが、此等の學者の研究對象となつた歐米諸國家は、大概先づ個人があつて後、君主たる個人又は國民たる個人の利益の爲に成立したので、斯る説が妥當する。併し日本に於ては皇室があつて後、臣民が生じたので、決して臣民個々が協議して作つたものに非ざること、は、歴史上の儼然たる事實であるから、皇室と臣民との關係は全く君臣の大義と、仁愛忠義の鞏固なる繋りであつて、此の點に於ては此等の學者の説は、全く妥當せぬのである。

日本の國體は歐洲の學者達の把握した協同社會より、遙かに優れた、世界唯一の實在たる、臣道を紐帶とする協同體であつて、日本に於ては人、物、國土等が國體の内容を成し、凡て天皇に歸する。従つて個人たると團體たるとを問はず、夫自體獨立の存在たるものはなく、翼賛を全ふし天皇に歸一し奉るを以て、其の最高最終の目的とするのである。

産業組合は天皇に歸一する臣民が、互に其の産業經濟の發達を

圖り、生活の安定を得る爲結合する團體であつて、組合員に生活の安定を得せしむることは、詔に遵ふ所以であるが、又單に組合員の産業經濟の發達や生活の安定で、其の目的が達し盡されるものでなく、産業經濟の發達を圖り、生活の安定を得るのは、斯くすることに依り、日本臣民としての人格の發展完成を遂げ、以て忠義を盡し、臣道を全ふせむが爲である。

産業組合の終局目的は、生産や生活の協同を以てする、臣道實踐の全ふに在る。徒らに他と對立競争する爲の手段ではない。産業組合は全く臣道を紐帶とする臣民協同體の有機的部分を形成する翼賛團體であつて、從來皇室に於ては極めて深き御關心を寄せられ、畏くも明治天皇は産業組合の發達に大御心を注がせ給ひ明治四十四年七月十八日産業組合中央會に對し、左の御沙汰書を御下賜遊された。

其會風ニ經濟自治ノ急務ナルヲ察シ産業組合ノ發達ヲ圖リ拮

産業組合の終局
目的

皇室と産業組合

据多年最近ニ於テ組合ノ設立頓ニ之カ數ヲ増シ其ノ當業者ニ對スル勸奨指導ノ力不尠候趣被

聞召特ニ金貳萬圓下賜候條將來益々奮勵其ノ目的ヲ成就候様御沙汰候事

産業組合のここに從ふ者は「將來益々奮勵其ノ目的ヲ成就候様」との御沙汰を特に深く銘肝し、其の全身全靈を以て大御心に添ひ奉らねばならぬ。

第二章 産業組合の使命

第一節 産業組合の目的

人は凡て先天的にも亦後天的にも、其の長所短所を異にする。人が理想を抱き生活の完全を期し、益向上發展を遂げむとすれば、勢ひ互に長短相補ひ、有無相通ぜねばならぬ。人が一般に協同を欲する所以は茲に在る。

協同生活の基底

産業組合は國民經濟の一環としての機能を有する、産業組合法に依る團體であつて、産業組合法第一條第一項は「産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ」と規定してゐる。

産業組合は一定の事業を行ふことを目的として設立する、法人格を有する社團であつて、其の事業を行ふことに依り、之を構成してゐる多數組合員の、生産活動や消費生活を發達せしめ、其の生活の安定と向上を促し、以て昭和十五年九月日獨伊三國同盟締結に際し、下し給ひたる詔書の中に於て、天皇陛下が宣せられたる「兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ」の大業を補翼し奉り、更に組合員をして、斯くして養はれたる生活力を以て、益日本臣民としての修練を爲さしめ、臣民の道の實踐に邁進せしめむとするものである。

而して其の設立の目的たる一定の事業は、産業組合法第一條が

規定してゐる所のものであつて、信用組合、販賣組合、購買組合及利用組合の四種に分けられてゐる。(法第一條)

信用組合

信用組合は組合員に、産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむることを目的とするが、定款の定むる所に依り、組合員に對し、其の經濟の發達に必要な資金を貸付し及加入豫約者組合員と同一の家に在る者、公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體の貯金をも取扱ひ得る。

尙以上の外、市又は主務大臣の指定する市街地が組合の區域に屬する信用組合は、定款の定むる所に依り、組合員に對し、其の産業若は經濟の發達に必要な資金の爲、手形の割引を爲し又は前述の貯金の外、組合の區域内に居住する組合員外の者の貯金をも取扱ひ得る。

販賣組合

販賣組合は組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却する。

購買組合

購買組合は産業又は經濟に必要な物を買入れ、之に加工し若しくは加工せずして又は之を生産して、組合員に賣却する。(主として經濟に必要な物を取扱ふ購買組合を消費組合と稱することがあるが此の名稱は法律上認められてゐるものではない)

利用組合

利用組合は組合員をして、産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるのであるが、其の設備は組合員の利用に支障なき場合に限る。出資能力又は資格條件の缺如等から、組合員たることを得ざる者をして、命令の定むる所に依り、之を利用せしむることが出来る。

此の組合員たることを得ざる者をして、利用せしめ得る設備は、

勅令を以て指定せられるが、現在指定せられてゐるものは、電氣設備、水道、浴場、種畜、乾繭、装置及醫療設備であつて、獨占的又は公共的性質を有する物に限られてゐる。

以上四種の事業中、必ず其の一種以上を目的とせねば、産業組合たることが出来ぬが、一旦産業組合が成立すれば、農業倉庫業法に依り農業倉庫業を、農業動産信用法に依り農業動産金融信用組合を、農村負債整理組合法に依り、農村負債整理組合の事業信用組合を、國民健康保険法に依り、國民健康保険組合の事業利用組合を、米穀自治管理法に依り、米穀統制組合の事業(販賣組合)を行ひ得る等、産業組合法に依る事業の外、種々なる特別法に依る事業を行ひ得るが、尙附帶事業として、廣く教育文化活動を行ふ。

産業組合が斯くして各般の事業を普遍的徹底的に行ふときは、一般に生産や生活の合理化が行はれ、生産物の改良増産を促し、物資の消費効率を高め、多數組合員の生活は精神的にも亦物質的に

特別法に依る事業

教育文化活動

も充實發展し、眞の臣民の道に基く生活協同體を實現するに至る。而して産業組合が斯くの如き生活協同體を實現する爲には、農會その他の關係機關と充分聯絡し、良好なる協力關係を作らねばならぬ。

又産業組合の普及發達は、國家總力の發揮を可能ならしむる上に、絶大の效果があるので、今日では高度國防國家體制完成の爲の不可欠の要件となつてゐる。茲に國家は國防上の産業政策又は社會政策として産業組合法を初め、その他種々なる法令を以て之を保護助長する外、更に所得稅、營業收益稅及營業稅並に勅令の定むる所に依る、産業組合の住宅事業に關する地方稅を免除し、又産業組合法に依る登記の登録稅及産業組合の貯金利子に對する所得稅並に法人稅(特別法人稅法に依る)を輕減し、その他金融や物資の取引上其他に於て、種々なる特典を與へ、其の發達を期してゐる。

産業組合の特典

第二節 産業組合の種類

産業組合は其の目的とする事業及組合員の組合債權者に對して負ふべき責任限度に依り、之を分類することが出来る。

目的とする事業に依つて分類すれば、基本的には信用組合、販賣組合、購買組合及利用組合の四種となるが、此等は兼營することが出来るから、此等の兼營組合が十一種となり、合せて十五種となる。併し手形の割引又は組合員外の者の貯金を取扱ふ市街地信用組合は販賣、購買、利用等の事業を行ふことが出来る。(法第一條)

組合員の組合債權者に對する責任限度の輕重に依つて分類すれば、無限責任組合、有限責任組合及保證責任組合の三種となる。

(法第二條)

無限責任組合は組合財産を以て、其の債務を完済することが不可能となつた場合に、組合員の全部が連帶無限の責任を負擔する組合である。

事業に依る分類

責任限度に依る分類

有限責任組合は組合員の全部が、其の出資額を限度として責任を負担する組合である。

保證責任組合は組合員の全部が、其の出資額の外、一定の金額内に於て責任を負担する組合である。

而して今日は原則としては、無限責任制又は保證責任制の何れかを取らねばならぬが、其の有限責任制を取り得る場合は(一)市又は主務大臣の指定する市街地に設立する單營市街地信用組合(二)經濟に必要な物のみを取扱ふ單營購買組合(三)前號の購買組合にして經濟設備の利用事業のみを兼營するときの三つの場合に限られてゐる。

第三節 産業組合の歴史

産業組合は歐洲に於て十八世紀の末より、十九世紀の初めにか、産業革命が進み、資本主義經濟組織の發達するに従ひ、其の中に於て次第に激化した自由競争の結果、大産者と中小産者とに階級

分裂が行はれ、中小産者の經濟が愈困難となりたる際、其の窮境脱却の自助運動として勃興するに至つた。日本に於ける現代的産業組合の發達は、明治三十三年三月七日産業組合法が公布せられ、夫が同年九月一日より施行せられてからのことである。併し之より先明治四年獨逸に留學した平田東助氏は、當時に既に在留してゐた品川彌二郎氏と共に、同國に於ける各種産業組合の活動の顯著なるに鑑み、日本にも其の制度を普及せしめむと志して歸朝したが、平田氏は明治十五年再び同國に留學したのを機とし、深く同國産業組合の實際に就き研究を遂げ、同十八年品川氏も亦特命全權公使として獨逸國に駐割するに及び、茲に兩氏は愈其の效果の大なるものあるを認め、當時明治維新後の變革期に際し、日本に於ても諸般の新秩序の建設が行はれてゐたので、經濟上の弱者たる多數の小産者にも、自治自助の道を講ぜしめ、社會の健全なる状態を保持する爲には、産業組合の奨勵を以てするに如かずと深く

信用組合法案の
提出

信ずるに至り、平田氏は品川氏の意を體し、更に歐洲各國の制度を研究すると共に、日本古來の慣習たる講社倉報徳社等の組織を參酌し日本特有の制度を創設せむとして、先づ信用組合法案を起草し、當時内務大臣であつた品川彌二郎氏は、之を明治二十四年召集の第二回帝國議會に提出した。併し此の議會は解散となり、不幸にして同法案は成立するに至らなかつたので、品川、平田の兩氏は、自ら各地に遊説して、實地に組合の設立を勸奨したが、其の結果明治二十五年八月静岡縣小笠郡掛川町に於て、掛川信用組合の設立を見たのを嚆矢とし、忽ち全國に百數十の信用組合が普及するに至つた。

品川、平田兩氏
の遊説と掛川信
用組合

品川、平田兩氏が斯く産業組合の獎勵を志し、東奔西走して其の運動に熱中せられたのは、全く兩氏の憂國の至情から、其の經世の信念を貫かむとして爲されたものであつた。此のことは、平田氏が明治二十五年七月二十三日附を以て、當時掛川信用組合に次で

平田氏の書翰

設立を見た、同縣盤田郡見付町見付報徳社聯合信用組合の設立者であつた、伊藤七郎平氏に宛てたる書翰の中の、左の一節を見れば明かであつて、其の定款草按に對し自ら加筆した程の熱心さであつた。

「定款草按一讀致し候處少しく懸念の條項も有之且つ又掛川始め貴殿の信用組合は、我國に於て始めて設立する所にして、將來當に駿遠地方に向ひ模範たる而已ならず、全國各地に興起すべき各信用組合に對しても亦模範たるべきものなるが故に、否々最初の組合にして不完全の廉あるときは、引て全國に起るべき信用組合の上にも影響を及ぼし、信用組合全體の盛衰にも關係するを以て、國家百年の大計を思はゞ其の定款の如きは注意の上にも注意を加へ、可及的完全ならむことを力め傍ら將來に制定せらるゝ信用組合法との關係をも考慮して起草せざるべからずと存じ候云々」

産業組合法案の
提出

品川、平田兩氏の行つた運動の最中、政府に於ても農商務省をして着々内外の制度及事情の調査を進めしめ、明治二十九年召集の第十回帝國議會には、信用組合の外、更に各種組合を包括的に規定した産業組合法案を提出した。然るに此のときも種々の事情の爲不成立に終つたので、其の後政府は更に適切なる修正を加へ、明治三十二年十一月召集の第十四回帝國議會に三度提出したが、此のときは正に機運熟し、亦法案も愈時代の要求する所に合する様改められてあつたので、大多數を以て兩院を通過し、明治三十三年三月六日御裁可を經、翌七日法律第三十四號を以て公布、同年九月一日より施行せられ、爾來産業組合は、此の産業組合法に依らねばならぬこととなつたので、品川、平田兩氏の運動を契機として設立せられてゐた組合の大部分は、此の法律に依り大概改められた。

産業組合法の改
正

産業組合法は其の後明治三十九年四月の第一回の改正に引續き、前後八回の改正を經て今日に至つてゐる。而して此の間四十

世界經濟恐慌と
經濟政策反産業組合運動
全國的機關の成
立

餘年を経過し、極めて急速なる普及發達を見るに至り、明治三十八年二月には、自治的聯絡獎勵機關たる、大日本産業組合中央會(明治四十三年三月産業組合法に依り産業組合中央會となる)も設立せられ、産業組合運動の推進に貢献する所あり、殊に第一次世界戦争を契機として、當時日本國民經濟が俄かに膨脹した勢ひに乗じては、産業組合も飛躍的なる發展を遂げ、各種の全國的なる聯合運動の進展をも見るに至つたが、昭和四年米國に於て其の端を發した、世界經濟恐慌の一環として、日本國民經濟も同四、五年頃より恐慌期に入り、殊に深刻なる農業恐慌に見舞はれ、其の爲政府が農村經濟更生策として、主として産業組合を通ずる、各種の經濟政策を行つて以來、再び急速なる發展を遂ぐるに至り、其の爲一方に於ては次第に、中小商工業者を刺戟し、反産業組合運動などの全面的展開を見た。全國的事業機關としては、産業組合中央金庫法が大正十二年四月發布せられ、續いて金庫の設立を見、全國購買組合聯合會は同年

五月、大日本生糸販賣組合聯合會は昭和二年二月、全國米穀販賣購買組合聯合會は同六年五月を以て設立せられ、此等の全國的機關の活動が、金融上及物資配給上から、産業組合事業の全面的勃興を促したことは、政府の政策と相俟ち、極めて顯著なるものがあつた。其の上昭和七年十月には産業組合擴充五箇年計畫、亦同十二年九月には同第二次三箇年計畫が立ち、計畫的なる産業組合運動が行はれ、此の勢ひに拍車をかけた。然るに昭和十二年七月支那事變が勃發し、續いて獨伊兩國の勃興は、艦がて歐洲戰亂に及び、再び第二次世界戦争の前夜を思はしむるが如き様相を呈し來り、其の爲國際經濟は極度に萎縮し、各國國民經濟は自由放任主義の時代より、高度統制主義の時代に入り、日本産業組合の性格も次第に變化したが、其の數に於て見るときは、昭和十三年に行はれた農林省の懲懲に基く、未加入農家及未設置町村解消運動の結果、殆ど農村に關する限り、未設地及未加入者は皆無に近くなり、今や約一萬五千

の組合數と、八百萬に近き組合員數とを算するに至り、國民經濟の中に於て益重要な地位を占め來り、高度國防國家體制の基幹たる迄に至つた。

第三章 産業組合の構成

第一節 總 說

現代産業組合の鼻祖たる平田東助氏は、大正十二年六月「共存同榮解義」の中に於て「人は天性孤立し得べきでない、父母の間に生れ、長じて夫となり婦となりて、共同生活をなし、集りて村となり、社會となり、而して國となる、是れ皆人の天性に基いて起る共同團體にして、丁度木が集りて林をなす様なものである」と述べ、産業組合成立の基底を以て、人間の天性に在りと解したが、プラトーンも亦人類の社會生活は必要に迫られて起つたものである。即ち人は各個性を有し、夫々長所短所を異にするから、多數人が相集つて協同

生活を行ふことに依り、相互に長短相補ひ、又各自の長所を發揮することに依り、生活理想を目標として、向上發展することが出来、更に分業も行はれ、熟練の功を積み、能率を増進する利益を獲得し、斯くして同一の地域に在る者、同一の祖先を有する者等が集つて團體生活を行ふに至り、茲に國家の基礎が出来ると言つたのである。人間は何人と雖も獨得の個性を有し、互に其の長所短所が異り、完全無缺の者はないので、何人と雖も孤立してゐては、其の生活の完全を期することが出来ぬから、互に其の長所を活用し合はなければならぬ必要を感じるに至る。生活上の協同は此の完全なる生活期待からも行はれる。

又人間は獨得の個性を有すると共に、一面に於ては社會性を有し、他人と共に美しき物を同じく美しく感じ、物の哀れを同じく哀れと思ひ、亦同じ道理を共に考へ、志を同じくし、同じ目的に向つて意欲行動する性質を有してゐる。此の社會性が人間の協同を可

能ならしむるのである。

人間は個性を有する爲協同の必要を感じるが、若し社會性を缺くならば、協同の成立は不可能となる。個性を重んずる丈では協同は成立せぬ。個性を重んずること共に、社會性を發揮することに依り、初めて生活上の協同が行はれる。

産業組合は斯る人間の天性を基底とし、其の上に具體的及精神的なる各要素の有機的なる結合を以て成立する、組合員の産業又は經濟の發達を企圖する社團法人である。

社團は協同の目的を以て集まる人の團體であり、法人は自然人に非ずして權利義務の主體たるものである。産業組合成立の要素は協同の目的を以て集まる人たる組合員、事業執行に必要な資金、事業の執行又は管理に當る機關、此等の關係を規定する定款並に此等の各要素結合の根柢を成す道德關係である。

第二節 産業組合の組合員

第一 組合員の資格

産業組合は商事會社等の、純粹の資本團體とは異り、人的構成に重きを置く團體であるから、組合の成立上最も大切なるは組合員である。

組合員の資格に就ては、法律上では出資一口以上を有すること
を要する丈規定せられ、其の他に何等の制限なく、極めて開放的
である。併し組合の定款には必ず其の資格に關する規定を設けね
ばならぬ。例へば「組合員ハ本組合ノ区域内ニ居住シ獨立ノ生計
ヲ營ムコトヲ要ス」と爲すが如くである。

又組合員として法人が加入することは、原則として禁止せら
れてゐるが、例外として農事實行組合、養蠶實行組合、部落區域の漁
業組合、負債整理組合又は産業組合に限り、其の加入が認められ、又
市街地信用組合の區域を其の區域とする工業組合、工業小組合、商

組合員の資格

法人加入

業組合又は商業小組合は、市街地信用組合の組合員と爲ることが
出来る。

法人の加入は單獨加入の困難なる小産者に、間接加入の便を與
へ、併せて産業組合の下部構造として役立たしむる爲である。(法
第十條ノ二、施第一條ノ十二)

第二 組合員の加入

組合の設立者は設立行爲に依つて組合員と爲るが、設立後組合
員たらむとする者は加入の手續を行はねばならぬ。

加入の手續は必ず定款に規定せねばならぬが、無限責任組合に
加入するには總組合員の同意を、又保證責任組合若は有限責任組
合に加入するには、組合の承諾を要する。(法第九條、第四十九條)

加入には原始加入、承繼加入、豫約加入等の別がある。原始加入
の場合、新たに組合員たらむとする者は申込書を差出し、此のと
き無限責任組合に在りては總組合員の同意を求め、其の他の組合

組合員の加入

に在りては、所定の手續を経て其の諾否を通知し、出資第一回の拂込を爲さしめたる後、組合員名簿に記載する。

無限責任組合に於て、總組合員の同意を求むるには、組合より總組合員に對し、加入に異議あらば二週間を下らざる一定の期間内に之を述べべき旨を催告する手續に依ることが出来る。此の場合に於て其の期間内に異議を述べざる者は、同意を爲したる者と看做さる。

承継加入の場合には持分を譲受けて加入する場合と、死亡脱退した組合員の相續人が直ちに相續加入する場合とあるが、何れも出資の拂込を爲さしめざる外、其の手續は原始加入の場合と同様である。

豫約加入の場合は、信用組合又は其の兼營組合の加入豫約者が、出資一口に對する拂込金額の最小額と同額に達する貯金を爲したるとき、原始加入の手續を経て組合員と爲すのである。(施第一條)

任意の脱退

第三 組合員の脱退

脱退とは特定の組合員のみが、其の資格を喪失することであつて、任意の脱退と法定の脱退がある。

任意の脱退には豫告脱退及讓渡脱退の二種があり、豫告脱退の場合は組合員が一定期間内に豫告して、事業年度の終に脱退することが出来る。其の豫告期間は普通六箇月であるが、事業年度を六箇月と爲したる組合の場合は、三箇月前に之を爲すを以て足る。又讓渡脱退は組合の承諾を得て、持分の全部を讓渡したるとき脱退する。此の場合には豫告を必要とせぬ。(法第十九條、第五十條)

法定の脱退

法定の脱退は組合員の意志に非ざる、一定の事故の發生に依り、法律上組合を脱退することであつて、組合員たる資格の喪失、死亡、破産、禁治産、除名等の生じたるときに起る。死亡の場合には言ふ迄もなく、組合員が破産したときは、其の人の信用が失墜するからであり、禁治産は心神喪失の狀況にある者に對し、裁判所の爲す宣告

であつて、之を受けたるときは、法律上の無能力者となるからである。(法第五十一條)

又除名は組合よりの強制的なる排斥であるから、總會の決議を経るを要し、其の事由を豫め定款に規定して置かねばならぬ。

除名した組合員に對しては、其の旨を通知せねば、之を以て其の組合員に對抗することが出來ぬ。(法第五十二條)

第四 組合員の權利

組合員の權利には持分に對する權利、剩餘金に對する權利、總會に對する權利、書類閱覽請求の權利等がある。持分は組合財産に對する權利義務の包括であつて、此の權利の主たるものは、持分の拂戻を受くる權利及組合が解散したとき、其の殘餘財産の分配を受くる權利である。(法第五十三條第七十二條)

剩餘金に對する權利は、組合員が定款の規定及總會の決議に依り、配當を受くる權利である。配當には出資配當及事業配當の二種

がある。

出資配當は拂込みたる出資額に對する配當であつて、其の率は原則として年六分を超ゆることが出來ぬ。

事業配當は取扱ひたる物の數量、價額、其の他事業分量に對して爲すものであつて、特別の場合を除くの外は別に制限がない。(法

第九條、第四十四條、施第十四條)

總會に對する權利の主なるものは、總會の決議權、總會招集の請求權及決議取消の請求權等であるが、組合員の總會に於ける決議權は、出資口數の多少に拘らず平等であつて、組合員が若し事故の爲出席出來ぬときは、他の組合員に議決權の代理を委任することが出來る。又組合員は總組合員五分の一以上の同意を得て、總會の招集を理事に請求し若は總會の招集手續又は總會の決議方法が、法令若は定款に違背すると認めたるときは、其の決議の取消を地方長官に請求することが出來る。

書類閲覧請求権は定款、總會の決議録、組合員名簿、財産目録、貸借対照表、事業報告書、剰餘金處分案等を、主たる事務所で閲覧することを請求し得る権利である。(法第二十三條、第二十四條、第三十六條、第三十七條、第二十九條、第三十條)

第五 組合員の義務

組合員の義務は出資に關する義務、損失分擔に關する義務、新加入者の義務、脱退者の義務等である。

出資は組合員の組合に對する義務であつて、組合員は必ず出資一口以上を有し、法令及定款の規定に依り、之を拂込まねばならぬ。(法第十二條、第十七條)

又組合に損失ありたるときは、有限責任組合に於ては、其の組合員は出資額を限度として損失を負擔し、保證責任組合に於ては出資額の外、一定の保證金額を限度とし、無限責任組合に於ては出資額に止らず、連帶無限に其の損失を負擔する義務がある。(法第二條)

新たに組合に加入した者は、加入前に生じた組合の債務に就ても亦責任を負擔する。此の義務は組合員の加入の効果から生ずるもので、組合員は加入前に於ける組合財産に對しての利益を享有するから、組合の債務に對する義務をも負擔する。(法第二十二條) 無限責任組合及保證責任組合の組合員は、組合を脱退した後と雖も、二箇年間は尙其の責任を免れぬ。之は組合債權者を保護する爲である。(法第五十八條)

第三節 産業組合の資金

産業組合は其の人的構成に重きを置く團體であるが、其の組合員の産業又は經濟の發達を圖る爲、一定の事業を行はねばならぬので、其の爲絕對に資金を必要とし、人的構成に次ぎ、資金構成が缺くべからざる要素となつてゐる。

産業組合法第十七條は、組合員の一口以上五十口以内の出資義務を規定し、此の出資は一定の限度内に定められてゐるから、組合

は純粹の資本團體とは異なる。尙産業組合法第十一條及同法施行規則第二條は、其の一口の金額を均一とし、且つ特別の事由なき限り五十口迄を制限してゐる。

産業組合の資金構成は、組合員の出資義務に基いて成立し、出資金は組合資金の基礎と爲り、信用の中心と爲るので、定款の規定及産業組合法第四十三條に依つて其の拂込及運用が行はれるに従ひ、夫が信用組合の場合に於ては組合員、家族、團體等より信用を吸収することに依り、貯金が集積して組合資金が充實し、又必要あるときは他より借入れて其の不足を補ひ、事業決算の結果剩餘金を生ずれば、損失填補に備ふる爲、産業組合法第四十六條に依り、其の四分の一以上を準備金として積立てる。此の準備金は産業組合法施行規則第四條に依り、其の積立限度が出資總額を下ることが出來ぬ。尙同第五條に依り加入金、増口金及持分拂戻の殘額は、準備金に組入れねばならぬ。(法第一條、第九條、第四十三條、第四十六條、施

出資金

貯金

準備金

特別積立金

第四條

其の他種々なる名目の下に、剩餘金を特別積立金として、定款の規定を以て内部に留保することが出来る。

特別積立金の處分に就ては法律上の制限はないが、定款に之を規定すべきである。

産業組合の資金構成が鞏固なりや否やは、其の組合の成敗に關する所が最も大である。資金が不足して發展せぬ例は澤山ある。而して資金が不足した場合は、借入を爲すことが出来るが、此の借入を爲すには、其の最高限度を毎年總會に於て決議し、之を地方長官に届出で、其の監督を受けねばならぬので、過大の借入を爲すことは許されぬ。又借入を爲すに當りては、信用組合聯合會若は産業組合中央金庫より之を爲すべきであるが、日本勸業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行等よりも、特別の便宜を受けて借入れることが出来る。(施第五十二條)

借入金

資金構成

資金構成運用の制限

以上の如く産業組合の資金構成は出資金、積立金、貯金及借入金を以てするが、出資金並積立金をば自己資金又は内部資金と稱し、貯金及借入金をば他人資金若は外部資金と稱することがある。此等各種資金の造成及運用に就ては、支那事變勃發以來特に法令上及行政方針上より種々なる制限が加へられ、其の用途が統制を受け、又夫に依つて資金の安固が保たれてゐる。(臨時資金調整法、第十一條ノ二、第十一條ノ五)

第四節 産業組合の機關

第一 總 說

産業組合は法人であるから、自然人の如く固有の意志及行爲能力を持たぬ。仍て法律は組合の意志を決定し、權利義務を行使せしむる爲總會、理事及監事の三機關を規定してゐる。(法第二十五條、第三十六條、第三十八條)

總會は組合の意志を決定する機關であるから意志機關、理事は

法律、定款及總會の決議に依り、與へられたる權限内に於て、職務を執行する機關であるから執行機關、監事は意志機關と執行機關の中間に在つて、法律の規定に依り、執行機關の行爲を監査するから監査機關と稱する。

以上は法律上の機關であるが、此の外此等の法律上の機關に對する補助機關として、信用評定委員(信用組合)、物品検査員(販賣組合)其他事務員等を置くことが出来る。

第二 總 會

總會には通常總會及臨時總會の二種がある。通常總會は毎事業年度一回一定の時期に招集し、臨時總會は左の場合に之を招集する。(法第二十三條、第三十一條ノ三、第三十二條、第三十四條、第三十四條ノ二)

一 理事が必要と認めたるとき

二 監事が産業組合法第三十四條に依り必要と認めたるとき

三 總組合員の五分の一以上より、會議の目的及招集の理由を示

總會の招集

して請求したるとき
 總會は理事之を招集し、理事の缺けたるときは監事之を招集するが、尠くとも五日前に其の會議の目的とする事項を示し、定款に定めたる方法を以て、之を組合員に通知せねばならぬ。定款に別段の規定ある場合の外は、此の通知したる事項に就てのみ、決議を爲すことが出来る。

總會の議長は定款の規定に依り選出するが、通常の場合には理事が之に當る。

決議の方法

決議の方法には出席したる組合員の過半数を以てする場合と、總組合員の半数以上出席し、其の決議権の四分の三以上を以てする場合とある。(法第二十八條第三十九條第五十二條第六十二條)

總代会

組合員數五百以上を有する組合に於ては、總會に代る總代会を設くることが出来る。此の總代会は組合の解散及合併の決議を爲すことが出来る。(法第三十八條ノ二、施第六條)

理事

第三 理事

理事は法律の規定に依り、外部に對しては組合を代表し、内部に對しては事業を執行する権限を有してゐるが、定款及總會の決議には従はねばならぬ。

理事は組合員中より總會に於て選任するが、設立當時の理事は定款を以て規定せねばならぬ。理事の缺けたる爲損害を生ずる虞のあるときは、地方長官は假に理事を選任することが出来る。

(法第二十五條第六十條ノ二)

理事の任期は定款を以て規定するが、若し定款に別段の規定なきときは三箇年である。(法第二十六條)

理事の特別責任

有限責任又は保證責任の市街地信用組合の各理事は、組合員外の者の貯金に關する債務を完済することの出来ぬときは、連帶して之を辨済する責に任ずる。(施第四十六條ノ三)

理事の職務

理事には定款又は總會の決議を以て給料、報酬、賞與又は手當を

給することが出来る。理事の主なる職務は左の如くである。(施第八條、法第十六條ノ二乃至第十六條ノ六、第二十三條、第二十九條、乃至第三十二條、第六十條、第九十三條、第九十三條ノ二、施第十條、第十二條)

- 一 毎事業年度一回通常總會を招集する
- 二 組合員より正規の手續を経て、總會招集の請求のありたるとき總會を招集する
- 三 定款、總會の決議録、組合員名簿等を事務所に備へ、組合員及組合債権者の閲覽に供する
- 四 通常總會の期日より一週間前に財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案を監事に提出し且つ事務所に之を備へ、組合員及組合債権者の閲覽請求に應ずる
- 五 前號の書類及監事の之に對する意見書を總會に提出して承認を求むる
- 六 總會の承認を経たる前號の書類及其の事業年度の借入並に

貸付又は手形割引の最高金額を地方長官に報告する

七 毎日の取引を正確明瞭に帳簿に記載する

八 地方長官に對し、登記に關する届出及組合原簿の提出を爲す

九 組合が債務を完済する能はざるに至りたるときは、破産宣告の請求を爲す

理事には組合員なれば何人でも選任せられる。此の點は産業組合の一特色を成してゐるが、人格、識見、手腕共に優れ、多數組合員の信望を繋ぎ得る者でなければならぬことは言ふ迄もない。

理事に其の適材を得ざるときは、組合の成功は困難である。理事の選任は最も慎重でなければならぬ。

第四 監 事

監事は法律の規定に依り、組合の事業及理事の職務執行を監査する権限を有してゐるので、理事又は組合の事務員を兼ねることが出来ぬ。従つて監事の任期は理事より短く、其の員數は理事よ

監事の職務

り抄きを常とする。

監事の選任は理事の場合と同様であるが、其の職務は左の如くである。(法第三十四條第三十四條ノ二)

一 組合財産の状況を監査する

二 理事の職務執行の状況を監査する

三 財産の状況又は事業執行に付不整の廉あることを發見したるとき、之を總會又は主務官廳に報告する

四 前號の報告を爲す爲必要あるとき及理事の缺けたるとき又は理事が組合員より請求のありたる日より二週間内に、正當の事由なくして總會招集の手續を爲さざるとき、其の總會を招集する

監事は以上の職務を有するので、理事の提出する財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案を受理し、其の正否を調査して意見を附せねばならぬ。

又組合と理事の一人若は數人と契約を爲し又は訴訟を爲す場合は、監事が組合を代表する。(法第三十條、第三十一條、第三十五條)

監事には組合員なれば理事同様何人でも選任せられるが、特に廉直嚴格なる性質を有する者なることを要する。

第五節 産業組合の定款

産業組合が具體的實踐的に成立するには、産業組合法第七條及第八條に依り、七人以上の者が一定の目的を定めて定款を作り、組合の住所を定め、組合員の組合債權者に對する責任規定を設け、地方長官に申請して其の許可を受けねばならぬので、任意に設立することは出来ぬ。従つて此等の法規的構成は、組合成立上缺くべからざる要素である。就中定款は産業組合の成立活動の基本的成文規律であつて、組合の體制、個性及活動領域を示し、組合の存立は之に依つて初めて明確にせられるので、組合の住所、責任規定、人的構成、機關、資金構成等の一切が定款に規定せられる。

定款

定款の適否

定款の規定が適切なりや否やは、組合の消長盛衰に關する所が頗る大であるから、定款の作成には特に慎重なる考慮を拂はねばならぬ。定款例は農林省、大藏省、産業組合中央會等で發表してゐるから、此等を参照するを便とする。

定款の相對的規定事項

定款に規定せねばならぬ絕對的事項は左の如くである。(法第九條)

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 組織
- 四 區域
- 五 事務所
- 六 出資一口の金額及其の拂込方法
- 七 保證責任組合に在りては保證金額に關する規定
- 八 第一回の拂込金額

定款の相對的規定事項

- 九 剩餘金處分及損失分擔に關する規定
- 十 準備金の額及其の積立の方法
- 十一 組合員たる資格に關する規定
- 十二 組合員の加入及脱退に關する規定
- 十三 組合の目的たる事業の執行に關する規定
- 十四 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

以上の外定款には理事、監事、總會、組合員、特別積立金、加入金、公告の方法、清算人等に關する事項を、相對的に規定する必要がある。尙定款には設立者一同署名捺印せねばならぬが、組合に備へ置くべき定款には、更に印紙を貼用することを要する。

定款の變更

定款の變更は總會の決議を経て、地方長官の認可を受けねばならぬ。又農業倉庫業を行ふ場合は、別に農業倉庫業務規程を作成し、認可を受けねばならぬが、其の變更の場合も同様である。(法第

十四條、第三十九條、農倉第六條、第十三條、農倉施第二條)

農業倉庫業務規程の作成に就ては、農林省又は産業組合中央會の發表してゐる規程例を参照するを便とする。

第六節 産業組合員の道德

産業組合は組合員、資金、諸機關及定款の結合を以て一應成立するが、其の確固たる成立には、其の基本的要素として、以上の諸要素結合の根柢に、一種の道德的條件が備はらねばならぬ。此の道德的條件が備はらなければ、組合は一見鞏固に見へても、眞の發展力は生ぜぬ。組合の定款が如何に經濟上適切に定められても、組合員の道德が其の根柢に發達しなければ、定款は良く行はれぬ。結局組合の機能を充分發揮することが出来ぬこととなる。假令定款違反者に対する過怠金徴收の規定が設けられても、定款の實施を周到に監視し、違反者を完全に制裁することは不可能である。結局組合員の道德が發達せねば、定款が空文化して其の効果が尠

くなる。國民道德が發達してゐなければ、法律が良く行はれぬ場合と同様の結果を招くのである。

併し組合員の道德と言つても特殊のものではない。産業組合を以て行ふ協同生活に必要な、個人的及社會的なる道德のことである。更に之を具體的に言へば共同協力、誠實信義、同情相愛、相互扶助、勤儉自治、挺身奉公等の習慣が特に普遍的に徹底するを要する。其の爲には組合員が日本臣民として、歴代の詔勅を遵奉すればよい。産業組合中央會の定めた、産業組合員精神綱領は第一に「盡忠報國」を擧げ「聖旨ヲ奉體シ敬神崇祖ノ念ヲ堅ウシ奉公ノ誠ヲ效シ以テ皇國ノ興隆ニ貢獻センコトヲ期スベシ」と附記し、又産業組合教育活動指針は「産業組合教育ハ皇國民教育ノ一部門ナルコトヲ明確ニ意識シ、詔勅を奉戴シテ唯一ノ道德軌範ト爲スコト」と規定し、詔勅を唯一の道德軌範として奉戴すべしとしてゐる。日本臣民の道は詔勅以外にはないのである。

又産業組合員は一般に生産手段の乏しき者の多數なるを常とするから、勢ひ組合員の道德の發達に俟ち、特に生産手段の保全、獲得又は増加を圖らねばならぬ。斯る意味に於ても組合員の道德は最も重要な構成要素と言へる。

而して組合員道德の中樞は人格尊重の精神である。人格主義は此の人格尊重の精神を貫かむとするものであつて、産業組合制度を一貫してゐる思想である。其の思想體系は十八世紀の頃歐洲の學者に依つて確立せられたが、日本に於て之が國民生活の中に普く行はれるに至つたのは、全く明治天皇の大御心に發したものである。

明治天皇の維新の詔は、國際日本の新政の基本精神を明かにせられ、國家國民の嚮ふ所及行くべき道を示されたが、夫以前の封建治下に於ては、斬捨御免、打頸御隨意等の行爲が、武士階級の特權として行はれても、庶民の人格の保全發展の爲必要な職業及住所

人格主義

維新の詔
五箇條の御誓文
と徳光安撫國威
宣布の御宸諭

選擇の自由、財産の完全なる所有等は認められなかつた。

庶民の人格は極度に輕視せられ、其の發展には非常なる桎梏があつたが、明治維新以來國民は何人でも、其の分に應じて志を遂ぐる事が許されるに至つた。詔の眞髓は全く人格愛護の大御心であつたのである。

日本臣民は凡て天皇陛下の赤子であつて、自身と雖も自己のものではない。畏くも明治天皇は「罪あらばわれをとがめよ天つ神民はわがみの生みし子なれば」と、天つ神に對し全國民の罪を御一身に負はせられたのである。此の大御心を拜察し奉り、愈人格を尊び、互に自重せねばならぬことを知らねばならぬ。

互に自他の人格の尊さを認めることに依り、共同協力も、誠實信義も、同情相愛も、相互扶助も、勤儉自治も、亦挺身奉公も行はれるのである。多數が互に其の人格を輕視するに於ては、此等の道德の實踐は覺束なく、従つて組合の發展は期待し得ないのである。

明治天皇の御製

第四章 産業組合の事業

第一節 總説

國民經濟の統制

世界經濟恐慌に見舞はれたる日本國民經濟は、昭和六年頃より次第に自由放任主義から統制主義に依る段階に進みつつあつたが、昭和十二年七月支那事變が勃發して以來、此の勢ひは俄かに急速なる歩武を進め、國民經濟に對し相當高度の統制が加へられるに至り、其の爲市場に於ける自由活動は非常なる制限を受け、生産の數量及方式から、生産物の配給経路、消費數量、價格、諸手数料等に至る迄公定せらるるに至つたので、産業組合も此の統制から免れることは許されなくなつた。従つて其の自由活動の範圍は著しく縮少せられ、任意に市場に現れ、他の業者と競争を行ひ、生産物を高價に販賣し、又は之を自由に選擇して、安價に購買するが如き行爲が、一般には出來なくなり、經營體としての性格は甚しく萎縮し、

經營體的性格の萎縮

統制物品に關する限り、國家の全體意志を執行する機關に過ぎぬものとなつた。

金融部面に於ても同様であつて、昭和十二年九月公布せられた臨時資金調整法や、同十五年十二月行はれた産業組合法施行規則の改正等に依り、自由に資金を造成し、任意に之を運用することは許されなくなり、産業組合の金融活動は、國家の全體意志に従はねばならなくなつた。

第二節 信用組合

第一 貸付

貸付の種類

貸付には定期貸付、當座貸付、年賦貸付等があるが、之を行ふに當りては、先づ組合員の産業の發達を圖るを第一義とし、更に資金に餘裕あるときは、其の經濟の發達を圖る方面にも之を行ふことが出来る。又之を行ふに當りては、成るべく其の手續を簡易にして組合員の需要に應じ、尙貸付金の用途、回收等に就ては、組合員の個

貸付の教育指導

有の經濟事情に適應せしめ、其の効果を充分舉げ得る様注意深き指導を行ひ、教育的なる貸付を行はねばならぬ。貸付の有利安全を期するを以て足れりと爲すが如きは、全く組合の本旨に反する。

尙信用組合の貸付は特に對人信用に重きを置くから、債務者たるべき組合員の信用をば、豫め調査し置く必要がある。此の信用調査には信用評定委員を設けて行ふを便とし、調査の回数は一年二回位定期に行ふ外、必要に應じて臨時に行ふ場合もある。調査の標準は入物及財産に關する事項を以てし、之に依り信用評定委員は組合員毎に其の程度及貸付限度を定め、全體を一括して信用程度表を作り、理事が貸付を爲す場合の参考に供するのである。

一組合員に對して貸付すべき最高金額は、毎年總會に於て之を決議し、地方長官に届出ねばならぬ。之に依り貸付金額に就ては周到なる監督が行はれ、情實の爲特に一部組合員のみ便宜を圖り、多額の貸付を爲すが如き弊害は豫防せられる。(施第十二條)

信用程度表

貸付の最高限度

貸付の方法

又信用組合は對人信用主義に依り、無擔保貸付を行ふを以て原則とするが、貸付の金額、期限、其の他債務者たる組合員の事情に依りては、擔保貸付又は保證貸付若は組合員の無限責任組織團體たる農事實行組合等の、部落團體を債務者とする貸付をも行ひ、廣く金融を行き渡らせることが出来る。此の場合に擔保物件や保證人たる者の選擇に就ては、特に其の確否に注意する必要がある。

組合が貸付の申込を受けたるときは、先づ其の組合員の産業又は經濟の發達の爲、其の金額、用途、償還方法、期限等が適切なりや否やを仔細に調査し、之を信用程度表に對照して、其の諾否を決定すべきであるが、一旦貸付を行ひたる後に於ても、其の用途が果して適切なりや否やを時々調査し、又償還は期限通り確實に之を行はしめ、若し約束に違背したるときは、期限前と雖償還を爲さしむる等の制裁を加へる必要の生ずることがある。

貸付金の利率は成るべく低率なるを尙ぶが、極端に低率なると

貸付の利率

きは償還が遅滞し、又は轉貸が行はれる等の弊害を生ずる虞があるから、貯金の利率、地方の貸付利率、協定率等を充分考慮して定むべきである。

第二 手形割引

手形割引は産業組合法第一條第四項に依る市街地信用組合に限り、組合員に對し、其の産業又は經濟の發達の爲必要なる資金を供給する目的を以て行ふものであるが、其の手形は約束手形又は爲替手形である。

手形割引は貸付に準じて行ふべきであつて、其の割引依頼人を初め、支拂人、裏書人等の關係者の信用を考査し、割引の金額及期限等に注意を拂ひ、手形の確否を識別し、場合に依りては其の支拂の確實を期する爲、擔保を徵せねばならぬこともある。割引したる手形には、資金の必要を生じたるときは、再割引を行ふ便がある。

割引歩合は貸付の利率より稍低率なるを原則とするが、實際に

手形の種類

割引の方法

再割引

割引歩合

は諸般の金融事情に應じ適當に定むべきである。

第三 貯金

信用組合が貯金の便宜を得せしむる範圍は、組合員、加入豫約者、組合員と同一の家に在る者、公共團體、營利を目的とせざる法人及團體であるが、市街地信用組合に於ては、區域内の組合員外の一般の者にも及ぶ。

貯金は組合資金の源泉であるのみならず、貯金の獎勵は組合員の勤儉力行の習慣を助長し、其の信用を高むる上に非常なる効果がある。信用組合は貯金の吸収には最も力を入れねばならぬ。貯金の吸収に成功するか否かは、信用組合の成敗の岐るる所である。殊にインフレーションの傾向ある時代に於ては、先づ貯金の吸収に全力を傾注し、浮動購買力を吸収し盡さねばならぬ。

貯金には當座貯金、定期貯金、据置貯金等の別があるが、此の外獎勵上種々なる名稱を用ひ、多種の貯金が行はれる。

貯金の範圍

貯金の獎勵

貯金の種類

貯金の受入方法

貯金を受入れたるときは證書又は通帳を交付し、其の拂戻の際には證書を交付し置きたる場合は、之と引換に元利金の支拂を爲し、通帳を交付し置きたる場合は、拂戻の都度之に記入したる上、元利金の支拂を行ふ。當座貯金に對しては、小切手を以て拂戻を爲し得る。

加入豫約者の貯金

加入豫約者の貯金は、出資一口の金額及出資一口に付定款の規定に依り、加入に關し拂込むべき金額の合計額を限度とし、其の拂戻は豫約の消滅したるときに限り、之を行ふことが出来る。豫約後三年を経て尙組合員とならざるときは、組合は其の豫約を解除せねばならぬ。(施第一條)

拂戻準備の管理

又市街地信用組合が、組合員外の者の貯金を取扱ふ場合は、其の總額の四分の一以上に當る金額を拂戻準備金として(一)金錢又は有價證券の供託(二)郵便貯金法に依る貯金又は有價證券保管(三)産業組合中央金庫への貯金(四)信用組合聯合會への貯金の、四方法に

依り管理せねばならぬ。(法第四十六條ノ二、大正六年十月勅令第二〇一號)

貯金の利率

貯金の利率を定むるに當りては、郵便貯金又は銀行預金の利率を初め、協定率等を考慮し、尙貸付利率及手形割引率と對照して、適當率を算出せねばならぬ。

第三節 販賣組合

第一 受入及加工

販賣組合が如何なる物品を取扱ふべきかは、生産物の産額、需要、其他地方の状況等に依り決すべきであるが、生産物を組合員より受入れる場合には、買取を以てする場合と、組合員より販賣の委託を受ける場合とある。買取販賣は價格下落等の場合に際し、危険を負担せねばならぬことがあるから、原則としては受託販賣を行ふべきであるが、此の原則の行はるる場合は、現今は却て尠い。又受入に際しては、生産物に對し嚴正なる検査を行ひ、等級を附

受入の方法

生産指針

して組合員の生産物の品質、包装等に對する改良心を刺戟すると共に、進むて其の全生産行程に亘り、指針を與へる必要がある。従つて検査の標準等は豫め組合員に知悉せしめねばならぬ。

加工

加工は生産物の品質を高め、生産物に依りては其の完成の爲、絶對に必要な行程であるから、其の場合には之に要する充分の設備を爲さねばならぬ。

加工設備

加工は唯に品質を高める丈でなく、運搬取扱を便にし、貯藏に堪える性質を造り、副産物利用等の効果を伴ふ。加工設備には生産物の集散上最も便宜多き位置に、倉庫を附設し置くときは便利である。

蒐荷機關

販賣組合が生産物の受入を順調に行ふ爲には、豫め蒐荷機關を作るか、又は之を訓練して置かねばならぬ。殊に區域の廣き場合は其の必要が特に大である。又此の蒐荷機關としては、農事實行組合等の部落團體を活用すべきである。

第二 販 賣

販賣の方法

販賣には商店、會社、軍隊等と特約して行ふ特約販賣、任意に機を見て行ふ隨意販賣、一定時に入札其の他の方法、法を以て行ふ競賣、商店等に委託して行ふ委託販賣等がある。所屬聯合會に於て取扱ふ生産物に就ては、絶對に聯合會に供出し、又官廳若は農會の指令に依り供出する場合、其の統制に従はねばならぬ。今後此の種の供出は益々増加せむとする傾向がある。併し自由販賣を爲し得る生産物に就ては、其の生産物の種類、性質、販賣の時期等に依り適當なる方法を選び、常に市場の變動に注意し、且つ販路の調査開拓に努めねばならぬ。

假渡金
販賣手数料

尙受託販賣の場合は、受入れたる生産物價額の八割内外の金額を、假渡金として組合員に交付し置き、之に對しては相當の利子を附する。販賣手数料は公定ある物は之に依らねばならぬが、然らざる物に就ては、販賣價格又は販賣數量に依り定むべきである。

第四節 購買組合

第一 購買

購買組合が如何なる物品を取扱ふべきかは、組合員の生産活動、生活の状況等に基く物品に對する需用、之に對する他よりの供給状況等の、各般の事情を考慮して定むべきである。物品の購買には、組合員の需要量を計り、見込を以てする場合と、組合員より豫め注文を受けて行ふ場合とがある。其の何れに依るべきかは、物品の種類、性質、價格、組合員の消費状態等に依つて決すべきである。所屬聯合會又は官廳よりの指令若は割當のある物品に就ては、夫に依らねばならぬことは言ふ迄もないが、然らざる物品に就ては、購買先の信用を充分調査して相手を選び、品質、數量共に確實なる物品を購買せねばならぬ。場合に依りては技術者に委嘱し、其の鑑定を経たる上購買せねばならぬ場合がある。

第二 加工及生産

所屬聯合會から既に加工又は生産の行程を経たる物品の配給ある場合の外、組合が加工又は生産の設備を爲し、粗製品又は原材料を購買して、之を更に精製品として賣却する方が、より安價に組合員の需要を充し得る場合がある。例へば玄米を精白し、配合肥料を造り、共同炊事を行ふが如きである。此の場合に適當なる加工又は生産の設備を要することは言ふ迄もない。

第三 賣却

購買又は加工若は生産したる物品を、組合員に賣却するに當りては、先づ賣價を決定せねばならぬ。此の場合公定あるとき之に依らねばならぬことは言ふ迄もなく、然らざる場合に於ては、一般の市價を標準として定むる場合(市價主義)購買品の原價に運賃、諸費用を加算した實價に依り定むる場合(實價主義)と此の双方の中間に於て定むる場合(折衷主義)とあるが、其の何れに依るべきかは、物品の種類、其の需給状態等に依り決すべきである。

購買の方法

物品の検査

賣價の法定

又物品の配給を行ふに當りては、組合員の註文に依りたる場合は、原則としては到着と同時に配給し得るが、見込に依り購買したる場合は、適當なる倉庫を設け、相當期間貯藏せねばならぬ。配給方法としては組合が配達する場合、店舗に依る場合、倉庫、港灣、停車場等の特定の場所に於て引渡す場合、特約店に依る場合等があるが、其の何れに依るべきかは、物品の種類、性質、需給状態等に依り定むべきである。

又物品の配給に際しては、代金の取立を行はねばならぬが、之には現金賣と掛賣とあり、經濟用品は多くの場合現金賣が選ばれる。掛賣を行ふときは、必要以上に購買せしめ、代金の回収が困難となる場合を生ずる虞がある。

之に反し産業用品は相當の利子を附し、組合員の信用程度に應じ掛賣を行ひ、生産物の生産の時期迄支拂の延期を認むる場合がある。

尙購買組合は單に良好なる物品を配給するを以て、其の機能が終るものでなく、更に物品消費の全行程に亘り、其の使用量、使用方法、管理方法等に關する教育指導を行ひ、物品の消費効率を高めねばならぬ。其の爲には一面に於て、配給物品の加工又は生産が益重要となる。

第五節 利用組合

利用組合の設備には、産業に必要な物及經濟に必要な物の二種がある。産業組合が配給の部面から、次第に生産及消費の部面に其の機能を及ぼして行く爲には、利用組合の設備の擴充に依ることが最も合理的であつて、生産活動や消費生活の協同化社會化は、主として此の利用組合を通じて行はれる。

又産業設備及經濟設備の區別は、之を客觀的に行ふことは甚だ困難である。利用組合の設備には土地、建物、器具、機械、農場、工場、家畜等の様々の種類があるが、此等は何れも之を利用する組合員が

産業の發達の爲に利用すれば、其の場所は産業設備となり、之を經濟の發達の爲に利用すれば、夫が經濟設備となる。併し豫め組合に於て、主として産業用か又は經濟用かを、大體區別せねば適切な設計を行ふことが出來ぬ。例へば組合に於て精米機を備へたる場合に於て、之を主として組合員の生産した米穀の、加工販賣の爲に利用せしむべきか、又は組合員の消費する米穀の精白の爲に利用せしむべきかに依り、其の設備の規模が異り、従つて其の設計が異らねばならぬ如くである。

設備の利用方法にも、組合員が個々に利用する場合と、協同して利用する場合とあり、又組合自體が其の設備を主として運営し、組合員をして其の一部に参加せしめて利用せしむる場合と、利用する組合員に全く委して其の設備を運営利用せしむる場合とある。其の何れを選ぶべきかは、設備の種類及組合員の生産又は消費の状態に依り決すべきである。

利用料

員外利用

設備を利用せしめたる場合は、一定の利用料を徴收する。此の利用料は組合員の利用效果及設備の維持管理費を標準として定むる。公定ある場合は夫に依らねばならぬことは言ふ迄もない。尙電氣設備、水道、浴場、種畜、乾藪装置、醫療設備等を、組合員たり得ざる者に利用せしむるときは、必ず其の旨を定款に規定することゝを要し、又其の組合は区域内に於ける、組合員たり得る者の三分の二以上を組合員とするものに限られ、又組合員外の者より徴收する利用料は、實費を超ゆることが出來ぬ。（法第一條、施第一條ノ二乃至第一條ノ七）

利用事業の執行上最も注意を要する點は、設備すべき種類の選定及其の設計であつて、組合の經濟力、組合員の嗜好、慣習、生活程度、生産の規模及活動狀況等に應じ、適當でなかつたならば、折角の設備が多額の資金を固定したるに拘らず、組合員の利用外に置かれるが如き場合を生ずる。又然らざる場合に於ても、組合員の需要

設備の設計

と設備が適合せざるときは、收支が不均衡となり、其の維持繼續が困難となる。

第六節 國民健康保險組合

醫療設備を爲す利用組合は、國民健康保險法第五十四條に依り、地方長官の許可を受け、國民健康保險組合の事業を行ふことが出来る。

國民健康保險組合には、普通國民健康保險組合及特別國民健康保險組合の二種あり、前者は其の地區内の世帯主を、後者は同一の事業又は同種の業務に従事する者を組合員として之を組織する。

國民健康保險組合の使命は、醫療費負擔の協同化社會化を行ふことに依り、主として農山漁村居住者、中小商工業者等に對し、醫療の機會均等主義を貫き、此等の者の凡てに對し疾病又は負傷の治療の機會を與へ、且つ多額の治療費負擔の爲に起る經濟の疲弊を免れしめ、家庭の圓滿及社會の平和を期すると共に、生産力の擴充

二種の國民健康
保險組合

國民健康保險組
合の使命

に必要な労働能力の維持増大、國家民族發展の基たる、人口資源の培養等に貢献せむとするものである。

産業組合は第三章に述べたるが如く、特殊の構成を有してゐる上に、全國の各市町村に普及してゐるから、此の國民健康保險組合の事業を行ふに最も適する。

國民健康保險組合の事業は、組合員より平素保險料(掛金)を徴收し、組合員、其の家族等の被保險者が、疾病又は負傷の場合に保險給付として、必要な醫療を施すのである。此の場合に於て開業醫、其の他の診療機關に、一定の報酬を支拂ふ契約を爲し、其の診療を委託することが出来る。被保險者は此の診療所を任意に選擇するのである。

又醫療費は組合が支拂ふから、不拂等の問題は根絶するが、患者にも其の一部負擔を爲さしめ(三割位)徒らに醫師に就くが如き弊害を豫防すると共に、平素の保險料の負擔を夫丈輕減する。

産業組合の適格
性

事業の執行

尙組合は療養給付の外、助産又は葬祭の給付を爲し得るのみならず、被保険者に對する健康診断、豫防注射、衛生宣傳、其の他各種の保健施設を行ふことが出来る。

組合の収入は保険料、一部負擔金、國庫補助金等であるが、其の主たるものは保険料である。保険料を定むるには、先づ組合員一人當の實際の醫療費を調査し、其の金額より一部負擔額及國庫補助額を控除し、其の殘額を保険料として割當てる。

保険料の割當は戸數割等を標準として、其の分に應ぜしめ、又其の徵收には最も支拂ひ易き時期を選ぶべきである。

保険料の徵收に就ては、組合は強制徵收權を附與せられてゐるが、貧困其の他特別の事由ある者に對しては、其の減免又は猶餘を爲すことが出来る。

又此の事業に關する収入支出は、他の事業會計と區分して經理せねばならぬ。

國民健康保險組合の事業を行はむとするときは、國民健康保險組合の規約に準じ、國民健康保險規程を定め、地方長官の認可を受けねばならぬが、其の認可を受くる爲必要な條件は大要左の如くである。(國民健康保險法同施行規則、組合規約例、保險規程例)

一 特別の事由なき限り一町村の區域を其の地區とすること

二 財政の基礎鞏固且つ事業成績良好にして、醫療施設の内容適當なること

三 地區内世帯主の組合加入歩合相當高きこと(九割以上)

第七節 農業倉庫

農業倉庫業は農業者又は土地権利者の爲に穀物、繭、木炭等の生産物を、倉庫に保管する業務及業務規程の定むる所に依り行ひ得る左の業務であつて、之を行ふには行政官廳の認可を受けねばならぬ。(農倉第一條乃至第六條)

一 受寄物の調製、改装又は荷造

- 二 受寄物の運送又は販賣の仲立
- 三 受寄物の運送又は販賣の取次
- 四 自己の作成したる農業倉庫證券を擔保としての組合員に對する貸付

前各號中第一號乃至第三號の業務は附隨として、組合員外の者に對しても之を行ふことが出来る。

寄託の範圍

寄託物は自ら生産し又は小作料として受けたる穀物、繭、又は木炭、其他勅令を以て指定せられたる物に限られるが、此等の寄託物の寄託中所有權の移轉のありたるときは、保管期間内寄託の日より六箇月以内、又、亦此等の保管に支障なき場合に限り、業務規程の定むる所に依り、此等の物品以外の物品の寄託を受くる事が出来る。勅令指定の物品は沖繩縣及鹿兒島縣に於て生産せられたる黒糖及白下糖である。

保管期間

又寄託物の保管期間は、寄託の日より六箇月以内とせられてゐ

寄託の方法

るが、寄託中所有權の移轉のありたる場合を除き、期間を更新することが出来る。

受寄物に對しては入庫票を交付し、又寄託者の請求に依りては、倉荷證券を發行せねばならぬ。此の證券には農業倉庫證券なる文字を記載する必要がある。

受寄物に對しては金融及販賣上の便を圖るを常とするが、之は信用販賣組合の事業として行ふ場合もある。

受寄物の検査

受寄物に對しては成るべく検査を行ひ等級を附し、混合保管又は品質改良の刺戟に資すると共に、保険契約を結び、火災に因る損害を免れしむる外、保管上に於ては出来得る限り周到なる注意を加へ、業務規程を以て定めたる保管料を徴收する。併し政府の管理米の保管等の場合は、別の規定に依らねばならぬ場合がある。

保管料

倉庫の建設

又業務執行上特に注意を要する點は、倉庫の建設に當り、其の位置、規模、構造等を其の地方の生産物の集散狀況、生産販賣高、氣候等

に適應せしめねばならぬことである。其の設計を誤るときは、多額の資金を固定せしめたる上、其の利用を非能率的ならしめる結果を招く。

産業組合聯合會は、農業倉庫業者又は他の聯合農業倉庫業者が寄託を受け、其の倉庫に保管したる物を再保管する爲、農業倉庫業に準じ、聯合農業倉庫業を行ふことが出来る。

第八節 兼營組合

同一の地域に於て、生産又は生活の諸條件の一樣なる者が、各種の組合を別個に設立運営するは、事業に要する資金、勞費等の効果を大ならしむる所以でないので、斯る場合には通例兼營が選ばれる。

又實際の發達過程を見ても、農村に於ては當初信用組合の單營が多かつたが、明治三十九年其の兼營が認めらるるに及び、爾來一般に信用、購買、販賣等の事業を、同一組合に於て兼營することの便

利且つ有意義なることが認められ來り、四種兼營を以て普通とする、原則的方針が確立せられた。

農村等に於ては一町村を區域として、各種の事業を綜合的に行ふときは、組合の事業を通じ、組合員に對する産業、經濟、文化等の全面に亘る指導統制が行ひ易くなり、殊に戰時經濟下に於て産業組合が、此等の役割を果す爲には兼營が最も適するのである。

第五章 産業組合の教育文化

第一節 總 說

産業組合は産業經濟活動を行ふ外、之と併行して教育文化活動をも行ふ。而して此の産業經濟活動と教育文化活動とは、産業組合活動の二大分野を成してゐる。

文化とは高等なる精神内容を有する生活及物材の謂であつて、常に本能や衝動を満足せしむる丈の生活及物材と區別せられる。

之を換言すれば倫理的、科學的又は藝術的なる内容を有する生活及物材であると言へる。従つて教育は文化の範疇に屬するが、最も根源的且つ創造的である。尙産業組合の教育活動には、非常に顯著なるものがある。

又産業組合の産業經濟活動の中には、高等なる精神を内包してあるものもあるが、斯る産業經濟活動は文化的産業經濟活動と言へる。例へば利用組合に於て高級の器具機械を設備する場合、購買組合に於て榮養食料の配給を行ふ場合、信用組合に於て學資金の貸付を行ふ場合の如きであつて、此等は物材を對象とする産業經濟活動であつても、其のこと自體が文化要素を含み、其の産業經濟活動が組合員の文化生活の經濟的條件を整備し、又は夫に物質的基礎を與へ、組合員の文化生活を刺戟發展せしむる。

其の他尙個有の産業經濟活動を通ぜず、之と分離して文化活動の行はれる場合もある。例へば敬神崇祖の念を養ひ、慰樂を與へ、

流通面に於ける物材を通じて、生産及消費の全行程に亘り、一貫的に教育指導を行ふ場合の如きである。

斯くの如く産業組合の文化活動には、大別すれば二種の態様があるが、其の産業經濟活動に於ても、産業組合が益々發展する爲には、夫に文化的要素を多分に内包せしめねばならぬ。

第二節 教育活動

教育は主として人物の影響力又は交互作用を以て人物を作り、又は之を良くし、其の人物をして皇國の發展興隆の爲め、益々有用ならしむることである。

人物の要素は知識技能、意志、感情等の精神及強健なる身體であるが、教育は知識技能を授け、意志及感情を訓練陶冶し、身體を鍛鍊して人格の價值を増加する作用を有してゐる。而して此の教育は其の行はるる場所に依り學校教育、家庭教育及社會教育に分けられるが、學校教育は學校なる特別の設備の中に於て、家庭教育は

家庭に於て行はれる。

社會教育は學校及家庭以外の場所に於て行はれる、最も多様な教育作用の總稱である。昭和四年帝國教育會主催の下に開かれたる全國教育大會は、其の主要施設として圖書館、博物館、動物園、展覽會、新聞雜誌、講義録及其の他の印刷物、講演會、講習會、實演會、音樂、ラジオ、演劇會、劇場、公開運動場、演武場、兒童公園、各種教化團體、社寺、教會、男女青年團、少年少女團體、各種俱樂部、隣保館、ポスター、標語、宣傳、街頭宣傳、民謠、俚謠、傳記、史蹟、記念碑等を舉げたが、此等の施設が社會教育と稱せらるる爲には、夫が教育效果期待の下に、計畫的に運営せられねばならぬ。

産業組合に於ける教育として、大規模なる生絲販賣組合等が、青年學校を經營する場合もある。歐洲に於ては普通教育を行ふ學校を經營する組合もあつた。併し日本に於ては、産業組合に關する學校教育は専ら國家、公共團體、系統機關、私人等に於て行ひ、個々

組合に於て行ふ場合は極めて少い。

家庭教育は利用組合事業又は附帶事業として助産婦、保健婦、巡回技術員、巡回文庫等を設置し、家庭を巡回せしむる等の方法を以て行はれるが、最も廣く普及してゐるのは社會教育である。昭和十二年一月産業組合中央會が、町村産業組合の内部機構として、教育部の設置獎勵を始めて以來、此の教育部の施設として社會教育を行つてゐるものが甚だ多い。

町村産業組合教育部は、主任者、係員、教育委員等を以て構成するが、教育委員は組合役職員の外、國民學校、青年學校、教化團體、男女各團體、役場等の役職員中より選任する。

元來産業組合の組合員には、比較的文化の低き中小産者が多いので、此等を一定の秩序の下に協同生活せしむるには、組合の精神、運営方法を豫め充分理解せしめ、更に協同の習慣を涵養し、其の根柢に一種の道德的條件を整備せしめねばならぬが、此の道德的

教育活動の先行
又は併行

條件の整備に就ては、組合員の自覺自修にのみ俟つことは出来ぬのみならず、又産業經濟活動を行ふ場合に於ても、教育活動が先行又は併行せねば、其の効果を充分擧げることが出来ぬ。即ち信用組合の如きは、貯金の蒐集及對人信用の附與を主たる目的としてある爲、教育活動を行ふことに依り貯蓄心を養ひ、更に人的信用を高めなければ、充分其活動を行ふことが出来ぬのみならず、貸付金の用途、償還方法等に就ても亦教育を行はねばならぬ。

尙其の他の産業經濟活動にしても、協同心と協同の習慣が涵養され、且つ各種事業の活用方法に就き、充分なる教育が行はれなければ、其の成績を擧ぐることが出来ぬ。

又産業組合は單に家長たる戸主の産業經濟の協同丈でなく、地縁を紐帶とする生活者全員の協同體を完成し、生活の全面的なる協同を實現せねばならぬから、家長と共に一家の支柱たる主婦の精神的具體的なる參加を實現せねばならぬ。夫には先づ主婦の

生活協同體

主婦の教育動員
教育機關的性格
の發展

教育動員機構を確立し、主婦を通じての協同の實現を圖らねばならぬ。斯くして産業組合には一種の教育機關的性格が發展する。仍て産業組合中央會は産業組合の教育活動を益々效果的に展開せしむる爲、昭和十六年四月左の如き指針を確立したのである。

産業組合教育活動指針 (前文略)

- 一 産業組合教育ハ皇國民教育ノ一部門ナルコトヲ明確ニ意識シ、詔勅ヲ奉戴シテ唯一ノ道德軌範ト爲スコト
- 二 産業組合教育ハ國體ノ本義、産業組合員精神綱領、曩ニ決定セル「高度國防國家建設下ニ於ケル産業組合活動方針」及「農業増産ト部落農業團體ノ活動」等ヲ以テ其ノ重要ナル内容ト爲スコト
- 三 産業組合教育ノ内容ハ凡テ翼賛精神ヲ以テ統合シ、其ノ活動ハ翼賛推進體ニ連繫スルコト

四 産業組合教育ニ於テハ學校教育、家庭教育及社會教育ノ各分野ニ亘リ教授、訓練、陶冶、體鍊等ノ凡ユル教育手段ヲ用ウルコト

五 産業組合教育ニ於テハ全人格的ナル鍊成ヲ主眼トシ、特ニ其ノ實用效果ヲ期待スルコト

第三節 文化活動

産業組合の文化活動は各種組合に於て、極めて多様に行はれる。例へば信用組合に於て學資金、住宅改良資金、學術研究資金等の貸付を、販賣組合に於て生産物の加工改良を、購買組合に於て學用品、圖書、器具機械、醫藥、衛生材料、榮養食料等の配給を行ひ、利用組合に於て公會堂、俱樂部、浴場、保健相談所、發電裝置、醫療設備、冠婚葬祭用具、ラヂオ、慰樂設備、改良住宅等を設け、之が簡易なる利用を普及せしむる等に依り、組合員の文化生活の發展に資するが如くである。而して此等は何れも組合の本格的事業として行はれるが、此の外

附帶事業としても行はれる。

又産業組合が斯る文化活動を行ふことは、文化の比較的低度にある中小産者及農村生活者の文化を向上せしめ、國民文化の普遍的なる發展に寄與する。併し産業組合の行ふ文化活動は、教育効果の期待出来る、即ち教育的文化活動でなければならぬ。然らざれば動もすれば其の文化活動が、享樂主義的、頹廢的、個人主義的なるものに墮する虞を生ずる。

尙表彰を受けたるが如き優良産業組合にして、文化的協同組合たる特質を有せざるものは殆どない。又其の産業經濟活動の不振なる組合は其の文化活動も劣る。現下高度國防國家體制完成の爲、物質資源及人口資源の培養が極度に要請せられ、其の爲特に産業組合活動の文化面の一般的展開が期待せられてゐる。

第四節 部落團體の指導

第一 部落農業團體の活用

活用

農村を區域とする産業組合は、部落農業團體を其の下部構造として活用せねばならぬ。

立地条件適應

産業組合は流通面に於ける協同丈でなく、更に生産及消費の兩面にも其の機能を及ぼさねばならぬ。其の爲には其の活動が、小地域毎に區々様々なる土質、地勢、協同關係、生活慣行等の、生産活動又は消費生活を制約する立地諸條件に適應せねばならぬ。區域の廣大なる組合が、直接個々の組合員に機能するときは、此等の諸條件に適應することが困難となる。然るに部落農業團體は、大概小部落を區域として成立してゐる爲、此等の諸條件が端的に反映するから、組合が此の部落農業團體を通じて、組合員に機能するときは、極めて效果的であるのみならず、流通面に於ける蒐荷、配給、設備の利用又は資金の貸付若は貯金の吸收等に於ても、之を單位として行へば極めて便宜が多い。

部落農業團體單位の取引

其の他産業組合の目標たる、生活協同體の再建を實現する爲に

協同社會的性格

統制經濟の基礎

部落農業團體の種類

も、自然的協同社會の性格を有する、部落農業團體を單位として、再構成を行ふことが必要である。更に産業組合が物資動員計畫や、統制經濟の基礎團體たる爲には、絶対に部落農業團體を單位として、鞏固なる構成體を完成せねばならぬ。

部落農業團體は農事實行組合、養蠶實行組合、農家小組合、農事改良組合、部落農會等々の如く、其の種類が極めて多數に上るが、其の内産業組合員たり得るものは、農事實行組合、養蠶實行組合等の法人に限られてゐる。

農事實行組合

就中農事實行組合は普遍的なる部落農業團體であるから、先づ農事實行組合の整備を圖り、之を加入せしむることに努めねばならぬ。

第二 農事實行組合の設立

農事實行組合の設立は、産業組合法第十條ノ三に依り、部落其他之に準ずる區域内の、七人以上の農業者が、規約を作成すること

設立の届出

に依り成就するが、其の設立の日より二週間以内に、其の規約、役員
の氏名及住所並に設立の年月日を具し、地方長官に届出でねばな
らぬ。而して其の事項に変更のありたる時も同様届出でねば
ならぬ。

設立の登記

其の他産業組合法第十條ノ四に依り準用せられてゐる、蠶絲業
組合法第二十三條に依り、設立の日より二週間以内に、主たる事務
所の所在地に於て目的、名稱、事務所の所在地、設立の年月日、理事の
氏名及住所を登記せねばならぬ。又此等の事項に変更を生じた
るときも、亦二週間以内に其の変更の登記を爲さねばならぬ。

此等の登記事項は其の登記前に在りては、之を以て第三者に對
抗し得ざることとは言ふ迄もなく、又此等の事項の登記に就ては、登
録税の賦課が免れてゐる。

以上の如く農事實行組合は、其の規約の作成を以て一應成立し、
届出及登記を以て設立の法律上の効果を全うするが、更に斯くし

二重加入

て成立したる組合が、其の機能を充分發揮する爲には、産業組合及
農會に二重加入せねばならぬ。

産業組合法第十條ノ二第一項は、法人ハ産業組合ノ組合員タル
コトヲ得ス但シ農事實行組合、養蠶實行組合、其ノ他命令ヲ以テ定
ムル法人ハ此ノ限りニ在ラスと規定し、農事實行組合の産業組合
加入を認めてゐるが、其の加入したるときは、産業組合法施行規則
第一條ノ十二に依り、其の組合員名簿を産業組合に提出せねばな
らぬ。

而して此の組合員名簿に変更を生じたるときは、遅滞なく産業
組合に通知せねばならぬ。

又一旦農事實行組合が産業組合に加入したる上は、産業組合法
第十條ノ五に依り、其の農事實行組合が自己の財産を以て債務を
完済し得ざる場合を生じたる時、其の農事實行組合が、産業組合
に對し負擔する一切の債務に付、其の農事實行組合の全組合員が、

連帶無限の責任を負担する。

従つて産業組合法第十條ノ六に依り、此の農事實行組合は、其の組合員が脱退したるときは、遅滞なく之を産業組合に通知せねばならぬ。此の場合に於て其の脱退したる組合員も、亦其の通知を爲すことが出来るが、唯脱退したる組合員は、此の脱退の通知前に生じたる、農事實行組合の産業組合に對する債務に付、其の脱退の通知の後二箇年間、連帶無限の責任を負担せねばならぬ。

尙産業組合の組合員たる農事實行組合に加入したる者は、加入前に生じたる、其の農事實行組合の産業組合に對する債務に就ても、亦連帶無限の責任を負担する。

農會加入に就ては農會法第十六條ノ二の「町村農會又は市農會ノ地區内ノ農業ニ關スル團體ハ第十一條ノ規定ニ拘ラス命令ノ定ムル所ニ依り當該町村農會又ハ市農會ニ加入スルコトヲ得」の規定に依り、農會の會員となることが出来る。

下部構造的機能

斯くして農事實行組合が孤立して、單獨活動を爲す場合より、産業組合及農會に二重加入して其の下部構造となり、物資の配給又は供出、設備の利用、金融、農業の改良統制等に關する活動をば、一體的關係の下に行ふときの方が、より大なる機能の發揮が出来る。

(帝國農會及産業組合中央會昭和十五年八月發行「部落農業團體整備關係法規」)

第三 農事實行組合の指導

農事實行組合は最も基礎的綜合的なる農業團體であつて、其の構成上の特質は資金構成の異なること、協同社會的性格の強きこと等の外は、産業組合と大同小異であるが、其の活動は生産、消費、其の他生活の全分野に亘り、極めて多岐に行はれるから、其の設立又は運営の指導に當りては、特別の考慮が費されねばならぬ。今其の指導の根據ともなるべき、成立の基礎條件を初めとし、其の他組織上及運営上の諸條件を擧ぐれば左の如くである。

農事實行組合の領域

一 基礎條件

其の成立の基礎條件の主なるものは(イ)献身的なる中心人物を得ること(ロ)組合員が農業奉公の人生觀に徹すること(ハ)共有財産又は共同作業場を中心として、組合員の協同心が涵養されること等である。

二 組織條件

組織條件の主なるものは(イ)自然發生部落を基盤として、立地條件に適應する形態を創出すること(ロ)組合員數は十五戸乃至五十戸内外を適當とすること(ハ)各戸密集し其の財産額に大差なく、且つ農業形態の類似するを可とすること(ニ)婦人の具體的なる参加を實現すること(ホ)役員任期は活動年齢を超過せざるを可とすること(ヘ)組合員の全部が組合事業に参加し、各適當の部所に就くこと等である。

三 運営條件

運営條件の主なるものは(イ)容易にして且つ急施を要する事業より着手すること(ロ)共同作業は特に周密なる設計を以て行ふこと(ハ)組合の財産、収入及支出、事業計畫並事業成績は正確明瞭に記録し、之を組合員に報告すること(ニ)組合の經費は成るべく事業収入、財産収入等に依り支辨すること(ホ)産業組合及農會に二重加入し之と一體化すること(ヘ)絶えず組合員の教育に努むること等である。(昭和十五年七月産業組合中央會發行農村協同體制確立運動方針)

第四 常會の活用

常會は寄合であつて、會合者が互に意見を交換し、更に指導者又は體驗家の講話を聴き、相互に教化啓發を行ひ、親和を深め、實踐に關する協議又は申合を爲す等に依り、共に向上發展せむとするもので、社會教育効果が期待出来る。

常會は其の區域に依り町村常會、部落常會、組常會、隣保常會等に、

常會の効果

常會の種類

又其の會合者に依り、戸主常會、主婦常會、青年常會、處女常會、少年常會に、更に會合の時、場所等に依り、綜合常會、早朝常會、社前常會、林間常會、徒歩常會等に分けられるが、一般に生活程度の類似せる者のみの會合、業種別會合、趣味中心の會合、多數の會合等は、隣保共助の家族的精神の貫徹が困難の爲効果が尠い。

又常會開催の方法には、一定の形式がないから、開催の時期、時間、場所、會合者の種類及數等に依り、其の方法を適宜定むべきである。又會合者數の過多過少共に效果的でない。五、六人以上二、三十人迄が適當である。

常會の内容

常會の内容は報告、協議、決議、懇談、指導講話等であるが、最初に皇居遙拜、詔勅の捧讀又は國歌齊唱を行ふことが絶対に必要である。

常會活用上の注意

尙常會の活用上最も肝要のことは、司會者が常に指導者を以て任じ、率先垂範自ら其の中心となる心構を有し、常に自己鍊成に努むると共に、常會自體に教育的意義及道德的内容を有せしめねば

ならぬことである。併し餘り單調に失し、窮屈さを感じるが如き場合のみなるときは、永續が困難となる虞が生ずるから、時には文化的なる慰樂を加味せしむる必要がある。

第六章 産業組合の系統機關

第一節 總說

産業組合發展の必然的段階として、個々の人々が産業組合を設立する場合と同様趣旨の下に、更に産業組合は各種の聯合體を形成し、其の活動を益大規模に展開する。

此の聯合體は指導上の聯合體と、事業上の聯合體とに分けられるが、其の本質及機能は産業組合の場合と大なる差違はない。

産業組合聯合體が完成するときは、之に編成せらるる多數の者の全國的なる結合が成立し、絶好なる政策地盤としての統制條件を具備するに至る。

指導上の聯合體の主なるものは、産業組合中央會及産業組合監査聯合會であつて、事業上の聯合體の主なるものは、産業組合中央金庫並に産業組合聯合會である。

其の他産業組合は特殊の活動を爲す目的を以て、任意に又は民法に依り、協會等の團體を作ることがあるが、産業組合關係法律に依る聯合體を正系の系統機關と稱し、任意又は民法に依る聯合體をば、傍系の系統機關と稱することがある。

正系及傍系の系統機關

第二節 産業組合中央會

産業組合中央會は農林大臣の監督に屬する、産業組合及産業組合聯合會の普及發達及聯絡を圖る目的の下に、明治四十三年設立せられたる社團法人であつて、全國を通じ一箇と限られてゐるが、其の事業として購買組合又は利用組合の事業の一部を行ふことも出来る。

其の主なる事業は左の如くである。(法第八十二條)

事業

第一部

産業組合及産業組合聯合會の設立の獎勵、斡旋、指導、表彰、聯絡、講習、講話、調査、質疑應答、資金及物資の仲介、斡旋、會報及書籍の發行、其の他必要なる事項

第二部

肥料其の他理事に於て定めたる物を購買して、之を會員たる組合又は聯合會に賣却すること及生産品陳列場、其の他理事に於て定めたる物を備へ、之を會員たる組合又は聯合會に使用せしむること

併し第二部事業は大正十二年全國購買組合聯合會設立以來之を廢止した。又第一部事業として大正十五年以來附屬産業組合學校を經營してゐる。

會員には正會員及賛助會員の二種がある。正會員は産業組合及産業組合聯合會より成り、賛助會員は會の趣旨に賛成して入會

會員

したる者である。

機關としては會員中より選出したる代表者を以て組織する總會、會員たる組合又は聯合會の理事若は監事又は其の他の會員中より選出したる理事及監事代表者中より選出したる代議員が設けられる。代議員は毎年度の豫算を議決する権限を有してゐる。産業組合中央會は道府縣に支會を、亦支會は都市に部會を置き、斯くして全国的に統一ある教育指導活動を行ふ。

第三節 産業組合監査聯合會

産業組合は其の堅實なる發達を圖る爲、自治監査を行ふ目的を以て、全國を通じて一箇の産業組合監査聯合會を設立することが出来るが、其の設立には主務大臣の認可を必要とし、又主務大臣は必要ありと認むるときは、産業組合に對し、産業組合監査聯合會に加入すべきことを命ずることが出来る。(産業組合自治監査法第一條及第二條)

機關

支部會

監査員

資本金

社團法人産業組合監査聯合會は、昭和十四年四月一日設立せられたるが、監査聯合會が監査を行ふ爲には、主務大臣の認可を受け産業組合監査員を選任せねばならぬ。

産業組合監査員は産業組合監査聯合會に屬する、産業組合の事務所、倉庫、加工場、其の他の場所に臨み、金錢、物品、帳簿、其の他の物件を調査し、當該産業組合の事業及財産の狀況を監査する。

又産業組合中央會及産業組合中央金庫は、産業組合監査聯合會に加入することが出来る。

第四節 産業組合中央金庫

産業組合中央金庫は、大正十二年四月公布せられた、産業組合中央金庫法に依る有限責任の法人であつて、所屬組合及所屬聯合會の資金の需給を調節するを以て目的とする。其の設立當時の資本金は三千萬圓(一口百圓三十萬口)であつたが、資本金全額の拂込前でも、總會の決議を経て政府の認可を受け、之を増加することが

出資者

出来る。(金庫法第四條)

出資者は政府、産業組合聯合會、産業組合、漁業組合聯合會又は漁業協同組合に限られ、政府は千五百萬圓を出資し、所屬聯合會は千口、所屬組合は五百口を限り、其の出資を取得することが出来る。其の業務は左の如くである。(金庫法第五條、第六條及第十三條)

業務

一 所屬聯合會又は所屬組合に對し、擔保を徵せずして、五箇年以内の定期償還貸付を爲す

二 所屬聯合會又は所屬組合に對し、擔保を徵せずして三十箇年以内の年賦償還貸付を爲す、但し其の金額は拂込出資金及産業債券發行額の二分の一を超えざるものとす

三 所屬聯合會又は所屬組合に對し、手形の割引又は當座預金貸越を爲す

四 所屬聯合會又は所屬組合の爲に爲替業務を爲す

五 聯合會、組合、公共團體、其他營利を目的とせざる法人より預

り金を爲す

六 所屬聯合會又は所屬組合の爲に有價證券の保護預りを爲す
 七 所屬聯合會又は所屬組合の爲に、有價證券の委託賣買を爲す
 又必要ありと認めたる場合は、貸付、手形の割引、當座預金貸越に對して、擔保を徵することが出来る。而して業務上餘裕金を生じたる場合は、左の方法に依る外之を他に運用することが出来る。

一 國債證券、地方債證券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券の買入、應募若は引受けを爲す

二 大藏省預金部又は主務大臣の認可を受けたる銀行への預金若は郵便貯金と爲す

三 産業組合中央金庫の出資者に非ざる聯合會又は組合に對し短期貸付を爲す

四 聯合會又は組合の發達を圖る爲、必要なる施設を行ふ法人に

對し、主務大臣の認可を受け短期貸付を爲す

其の他産業組合中央金庫は、必要あるときは金融市場に對し、拂込金額の十倍を限度として、産業債券を發行し、廣く資金を吸収することが認められてゐるが、其の金額は貸付金現在高、割引手形現在高及其の所有に係る、有價證券現在高を超過することが出來ぬ。併し産業組合中央金庫特別融通及損失補償法、農村負債整理資金特別融通及損失補償法、又は臨時農村負債處理法に依る特別融通を爲す爲必要あるときは、此の制限に依らずして發行出來る。(金庫法第十七條)

産業組合中央金庫には理事長一人、副理事長一人、理事三人以上、監事三人を置き、主務大臣たる農林大臣及大藏大臣之を任命する。其の他業務上の重要な事項に就き、理事長の諮問に應ずる爲、評議員三十名以内を置き、主務大臣之を選任し、其の半数以上は産業組合關係者及漁業組合關係者を以て充てねばならぬ。(金庫法第

九條、第十一條及第十二條)

監督に就ては、主務大臣が特に産業組合中央金庫監理官を設置し、遺憾なきを期する。(金庫法第三十一條)

第五節 産業組合聯合會

産業組合聯合會は社團法人であつて、其の目的とする事業は左の如くであるが、此等の事業は、産業組合の場合同様兼營出來る。(法第七十六條)

- 一 所屬組合に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむる (信用組合聯合會)
- 二 所屬組合の賣却する物に加工し又は加工せずして之を賣却する (販賣組合聯合會)
- 三 所屬組合の購買する物を買入れ、之に加工し又は加工せずして若は之を生産して、所屬組合に賣却する (購買組合聯合會)
- 四 所屬組合をして必要な設備を利用せしむる (利用組合聯合會)

合會)

以上の外信用組合聯合會は日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又は産業組合中央金庫に對し、所屬組合又は所屬聯合會の爲に、債務の保證を爲し、又委任を受け其の債權の取立を爲すことが出来る。(法第七十六條ノ二)

産業組合聯合會の設立、事業執行等に関しては、特別の規定ある場合の外は、産業組合に関する規定が準用せられるが、其の特別の規定の概要を挙げれば左の如くである。(法第八十一條)

一 産業組合聯合會を設立するには、二箇以上の産業組合又は産業組合聯合會が設立者となる。

信用組合聯合會には同種の事業を行ふ聯合會を加入せしむることが出来る。又販賣組合聯合會は、同種の事業を行はざる産業組合又は産業組合聯合會を以て之を構成することが出来る。(法第七十六條、第八十一條)

債務保證

特別規定

二 産業組合聯合會の責任規定は、保證責任のみであつて、其の保證金額は所屬組合又は所屬聯合會の出資總額を超ゆることが出来る。(法第七十七條)

三 産業組合聯合會の區域は、特別の事由ある場合の外は、道府縣の區域に於て之を定めねばならぬ。(法第七十九條)

四 所屬組合及所屬聯合會の有すべき出資口數は、特別の事由あるときを除き、百口を超ゆることが出来る。又出資一口の金額は五百圓を超ゆることが出来る。(法第八十條ノ二、施第二條)

五 産業組合聯合會の理事及監事は、總會に於て所屬組合又は所屬聯合會の理事又は監事の内より之を選任せねばならぬ。併し特別の事由あるときは、理事又は監事に非ざる者より之を選任することが出来る。(法第八十條)

六 産業組合聯合會に加入し又は脱退せむとする組合若は聯合會は、其の總會の決議に依り之を爲さねばならぬ。(法第七十

八條)

七所屬組合及所屬聯合會が百以上あるときは、總代會を設るることが出来る。(施第六條)

八道府縣を區域とする信用組合聯合會は、定款の定むる所に依り、所屬組合又は所屬聯合會に對し、手形の割引を爲すことが出来る。(法第七十六條ノ三)

聯合會の現況

道府縣區域の各種産業組合聯合會は、既に全國の各道府縣に普及し、又全國區域の産業組合聯合會としては、全國購買販賣組合聯合會、大日本生絲販賣購買組合聯合會が、何れも活動を續けてゐる。全國購買販賣組合聯合會は、昭和十五年十二月二十七日を以て、全國購買組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會及大日本柑橘販賣組合聯合會が、其の合併認可を受けて設立したものであるが、其の購買部門に於ては肥料、飼料、雜貨等を、又販賣部門に於ては米麥、菜種、木炭、鶏卵、豆類、藻工品、其の他の農村工業品等の農林畜産物を

廣く取扱ひ、計畫的なる配給又は供出を行ひ、公共的國家機關的な任務に服してゐる。

又大日本生絲販賣購買組合聯合會は、百十數個の生絲販賣組合及同聯合會を所屬せしめ、全國生絲生産額の一割強に當る生絲の蒐荷販賣を行つてゐる。

第七章 産業組合の設立、解散及監督

第一節 産業組合の設立

産業組合を設立するには、其の地方の經濟的社會的なる諸事情を充分考察し、豫め事業計畫を樹て、事務所及設立當時の理事及監事を定め、定款を作成して設立者全員が之に署名捺印し、之を設立許可申請書に添附して、地方長官に提出する。

地方長官の設立許可があれば直ちに組合は成立するが、其の際設立者は全部組合員となり、理事及監事は其の職務に就く。

設立手續

設立許可

設立許可後の手
續

設立許可のありたるときは、組合員は定款の規定に依り、遅滞なく第一回の出資拂込を爲し、此の出資第一回の拂込を終りたるときは、組合は二週間以内に其の旨を地方長官に届出で、同時に組合原簿を提出し、地方長官は遅滞なく、各事務所所在地の登記所に設立の登記を囑託し、同時に組合原簿を送附する。

活動開始

設立登記の手續を終りたるときは、臨時總會を開き、借入の最高金額、信用組合の場合に於ては、一組合員に對し貸付くべき最高金額、その他重要な事項を決議し、其の活動を開始する。

第二節 産業組合の合併

合併の種類

産業組合の合併には第一組合が第二組合を合併する場合と、第一組合と第二組合が合併して第三組合を設立する場合とある。此の場合存続する組合又は設立したる組合は、消滅したる組合の権利義務を承継する。(法第六十七條)

合併を爲すときは、無限責任組合なるとき又は保證責任組合若

合併の手續

は有限責任組合が合併に因り、組織變更と同一の結果を生ずるときは、總組合員の同意を要し、其の他の場合は總會の決議を経るを以て足る。(法第六十二條)

合併に因り組合を設立する場合は、定款の作成、その他設立に關する行爲は、各組合に於て選任したる者が、共同して之を行はねばならぬ。(法第六十三條ノ二)

合併の認可

合併は地方長官の認可を要する。認可を受け手續を終りたるときは、二週間以内に地方長官に届出で、地方長官は各事務所所在地に於て、合併後存続する組合に就ては變更の登記を、合併に因り消滅する組合に就ては解散の登記を、合併に因り設立する組合に就ては、設立の登記を囑託する。(法第六十五條及第六十六條)

第三節 産業組合の解散

産業組合は解散して法人たる人格を喪失したる場合でも、其の残務のあるのが通例であるから、清算の目的の範圍内に於ては、其

解散の種類及事由

の清算を終る迄、尙存続するものと看做される。(法第七十五條)
 解散には法定の解散と、命令に因る解散の二種があるが、法定の解散は(一)定款に定めたる事由の發生(二)總會の決議(三)組合の合併(四)組合員が七人未滿に減じたる時(五)組合の破産したる場合に
 行はれる。

命令に因る解散は主務大臣又は地方長官が(一)組合の事業又は組合財産の狀況に依り、其の事業の繼續を困難なりと認むるとき(二)組合の行爲が定款又は法令に違背したるとき(三)其の他公益を害する虞あるときに於て、之を命じたる場合に行はれる。(法第六十一條及第六十二條)

解散の認可

組合が解散したるときは、總會の決議に因る場合は、地方長官に認可を申請し、定款に定めたる事由の發生又は組合員が七人未滿に減じたることに因る場合は、二週間以内に地方長官に届出で、地方長官は合併及破産の場合の外は、各事務所所在地に於て、其の登

清算

記を囑託する。(法第六十三條、第六十六條)

又産業組合が解散したるときは、合併及破産の場合の外は、産業組合法第七十條乃至第七十五條に依り清算を行はねばならぬ。
 清算は債權を取立て、債務を辨濟し、且つ殘餘財産を分配する手續である。

監督の種類

第四節 産業組合の監督

産業組合の監督には行政官廳の監督及司法官廳の監督がある。其の行政官廳は主務大臣及地方長官であつて、行政監督の方式は(一)許可及認可(二)報告を徴し又は検査を行ふ(三)命令及處分(四)其の他必要なる行爲である。

而して此の場合の主務大臣は、市街地信用組合に限り農林大臣及大藏大臣、醫療設備を爲す組合に限り農林大臣及厚生大臣であつて、其の他は凡て農林大臣である。

又司法官廳は裁判所であつて、其の監督の方式は登記及破産監

督である。(法第五十九條乃至第六十一條、第九十三條及第九十四條、農倉第十五條乃至第十八條)

第八章 理想的産業組合

以上各章に於て述べたる所に依り明かなる如く、今や産業組合は國民多數の生活機構として缺くべからざるものとなつてゐる。産業組合の普及發達に依つてのみ、國民經濟の統制も、高度國防國家體制の完成も成就出来る。殊に各種の經濟動員計畫の如きは、産業組合に俟つことなくして之を行ふことは、全く不可能であると言つても過言でない。産業組合の發達は益之を助長せねばならぬ。

夫が爲には産業組合の構成者、理事者、指導者等は、先づ産業組合は如何なる形態及本質を創出すべきか、如何なる職域を占むべきか、其の具體的なる目標を定め、之に向つて其の努力を続けねばならぬ。

らぬ。今其の目標たるべき組合の典型を示せば左の如くである。

- 一 區域は原則として一町村とする
- 二 區域内の居住者の殆ど全部を網羅する
- 三 組合成立の基礎たる道德的條件が整備し、組合員が翼賛精神に燃える
- 四 自己資金が充實し、且つ各機關が其の機能を充分發揮する
- 五 法令、行政方針、定款及諸規程が良く行はれる
- 六 産業經濟活動及教育文化活動が並び行はれる
- 七 事務の整理が良く、且つ事業が計畫的に行はれる
- 八 各種事業が組合員に良く行き渡る
- 九 區域内居住者の多數が、全人格的に結合し、協同體的性格が發展する

十 事業各部に於て系統機關の絶對利用が行はれる

十一 全機能が流通面から、次第に生産面及消費面に及むで行く

十二農會、其の他の各關係機關との實質的・合同又は充分なる協力關係が成立する

十三部落農業團體が、其の下部構造として充分活用せられる

十四婦人の具體的精神的なる參加が實現せられる

十五收入支出が均衡を保ち、財産状態が益堅實となる

十六地方の産業、經濟、文化等が組合の推進に依り全般的に益發展する

(終)

昭和十七年一月二十日印刷
昭和十七年一月廿五日發行

不許
複製

定價 金七拾錢
(送料共)

著作權者 中島寅之助

東京市麹町區有樂町一丁目十一番地

印刷者 室野井 武

東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地

印刷所 不二印刷社

東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地

東京市麹町區有樂町一丁目十一番地

發行所 産業組合中央會

413
539

